

せたな町 地球温暖化対策実行計画
(区域施策編・事務事業編)

令和5年11月
令和8年6月改定

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1.	計画策定の背景と目的	1
(1)	地球温暖化問題とは	1
(2)	地球温暖化の現状と将来予測	2
(3)	地球温暖化対策への取り組み	4
2.	せたな町の特徴	6
(1)	位置・地勢	6
(2)	気候	7
(3)	土地の利用状況	8
(4)	人口	9
(5)	産業	10
3.	計画の目的と位置づけ	11
(1)	計画の目的	11
(2)	計画の位置づけ	11
4.	計画期間と基準年度	12
(1)	計画期間	12
(2)	基準年度	12
5.	基本的事項	13
(1)	対象とする温室効果ガスの種類	13
第 2 章	区域施策編	14
1.	基本的事項	14
(1)	せたな町の二酸化炭素総排出量	14
(2)	削減目標	15
2.	二酸化炭素削減等に向けた取り組み	16
(1)	具体的な取り組み	16
第 3 章	事務事業編	25
1.	基本的事項	25
(1)	対象とする範囲	25
(2)	二酸化炭素排出量の状況	26
(3)	削減目標	26
2.	二酸化炭素削減に向けた取り組み	27
(1)	個人単位での取り組み	27
(2)	組織での取り組み	27
(3)	区域施策として行政の取り組み	28

第4章	気候変動への適応	29
第5章	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項.....	30
1.	促進区域の設定に関する基本的な考え方	30
2.	促進区域の設定に関する基準.....	31
(1)	促進区域の設定を踏まえたゾーニングにおけるエリア区分.....	31
(2)	ゾーニングにおける各エリアの基本的な考え方	32
3.	地域脱炭素化促進事業の目標の設定.....	33
4.	促進区域の設定	33
(1)	陸上風力発電事業の促進区域	34
(2)	太陽光発電事業の促進区域.....	35
5.	促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	35
6.	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組.....	35
7.	地域の環境の保全のための取組.....	36
(1)	陸上風力発電.....	36
(2)	太陽光発電	38
8.	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	39
第6章	計画推進に向けて	40
1.	計画の推進体制	40
(1)	区域施策編	40
(2)	事務事業編	41
2.	計画の推進について	42
(1)	計画の推進に向けた町民・事業者・行政の役割.....	42
(2)	進行管理.....	43
(3)	結果の公表	44

参考資料

1. 温室効果ガス削減見込み量等の算出根拠
2. 太陽光発電事業の促進区域（公共施設・町有地）
3. 促進区域の設定

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

(1) 地球温暖化問題とは

温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。大気中に微量に含まれる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、フロンなどが、温室効果ガス（Green House Gases：GHGs）といわれています。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発したりするおそれがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

過去 100 年間に地球全体の平均気温は 0.3～0.6 度と急激に上昇しており、現在のペースで温室効果ガスが増え続けると、2100 年には平均気温が約 2 度上昇すると予測されています。



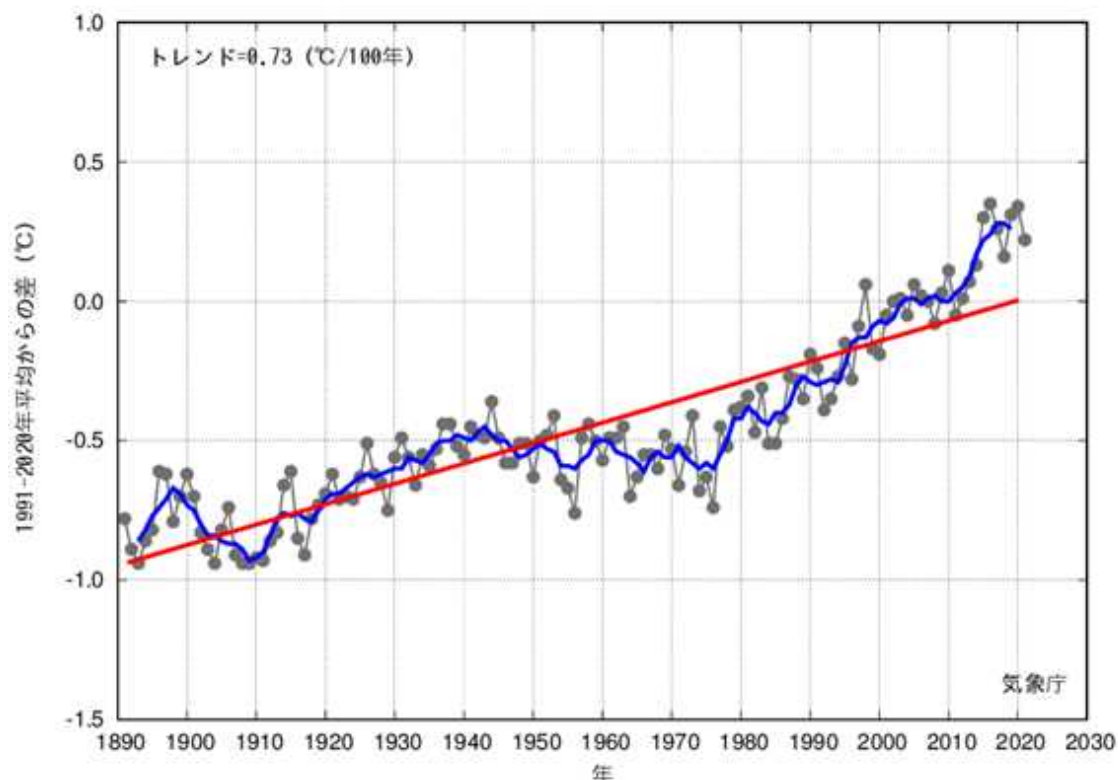
出典) 環境省ホームページ <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ondanka/>

図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化発生のメカニズム

（２） 地球温暖化の現状と将来予測

IPCC¹第5次評価報告書（2014）によると、1880～2012年の傾向では、世界平均気温は0.85℃上昇しています。特に最近30年の各10年間の世界平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっています。特に過去50年の気温の上昇は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられます。

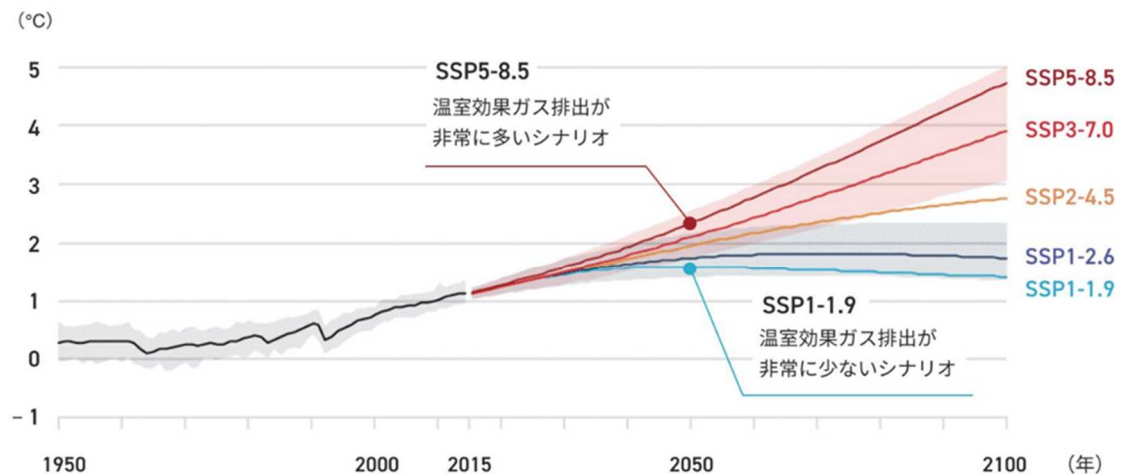
今後、温室効果ガス濃度がさらに上昇し続けると、気温はさらに上昇すると予測されています。第6次評価報告書（AR6）サイクル第1作業部会報告書（WG1）（自然科学的根拠）では、気候変動の原因について「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と、初めて明記されました。



出典）気象庁ホームページ https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_wld.html

図 1-2 世界の年平均気温偏差

¹ 気候変動に関する政府間パネル；1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された国連組織。気候変動問題（地球温暖化）に関する科学的な情報を整理・分析し、政策決定者等に情報提供を行うことを目的とする。



IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書 | 気候変動 2021:自然科学的根拠

出典)「脱炭素ポータル」(環境省)

図 1-3 世界の年平均気温の将来変化

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。たとえば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ <https://www.jccca.org/>

図 1-4 地球温暖化の影響

(3) 地球温暖化対策への取り組み

ア) 世界の取り組み

2015年12月、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択され、2016年に発効されました。パリ協定では世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つ（2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）が示されました。これを機に世界各国が脱炭素化に向け目標を定め、実現に向けて大きく動き出しました。

パリ協定では、京都議定書とは異なり、各国が約束の内容を自ら決定し、それを国際的に公表、実施するという方式をとり、その実効性を確保する観点から、共通の報告制度や全体の進捗確認（グローバルストックテイク）などの画期的な透明性を確保する制度が導入されました。

また、地球温暖化に対する対策も含めて2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs : Sustainable Development Goals）が2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。SDGsでは17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



出典) 国際連合広報センター

イ) 我が国の取り組み

わが国では、2015年に、2030年度を目標年として2013年度比で26%、2005年度比で25.4%を排出削減目標とした日本のINDC（日本の約束草案）を提出しました。2020年3月には日本のNDC（国が決定する貢献）を提出し、既存目標の着実な達成と中長期の削減努力を追及するとともに、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、2050年に近い時期に脱炭素社会を実現する努力を表明しました。その後、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに

向けて挑戦を続けることを表明しました。

また、国内外の気候変動を巡る動向を踏まえ、2025年には、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を提出し、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある目標として、2035年度に60%削減（2013年度比）、2040年度に73%削減を目指すことを表明しました。

ウ）北海道の取り組み

道では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という）の規定に基づき、2000年「北海道地球温暖化防止計画（第1次計画）」を策定し、対策を進めてきました。北海道地球温暖化防止計画の期間は、2012年度まででしたが、地球温暖化は地球規模の深刻な問題であり、早期に解決すべき喫緊の課題であるとともに、温対法改正や北海道地球温暖化防止対策条例の制定により、地球温暖化対策に関する計画の策定が義務づけられたことから、同計画を全面改定し、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道地球温暖化対策推進計画（第2次計画）」を策定しました。

さらに、前述の最近の国際的な動向、政府の動向の変化を踏まえ、2020年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、2021年3月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次計画）」を策定しました。再生可能エネルギーと森林吸収源など、北海道の強みを最大限活用し、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進め、2050年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を開始しました。

2. せたな町の特徴

(1) 位置・地勢

本町は北海道の南西部、日本海に面した檜山振興局管内の北部に位置し、北は島牧村、東は今金町、南は八雲町に接しており、西は海をはさんで奥尻島があります。

北部と南部に広がる山地の中間を「後志利別川」が流れ、北部には道南の最高峰狩場山など 1,000m 級の山々、南部には遊楽部岳や白水岳などが連なり、海岸には三本杉岩、親子熊岩などの奇岩、怪岩が続く景勝地に囲まれています。海岸線の総延長は約 77.6km で、狩場山から海岸にかけては「狩場茂津多道立自然公園」に、南部の海岸線の一部は「檜山道立自然公園」にそれぞれ指定されているなど、自然環境が豊かな地域となっています。

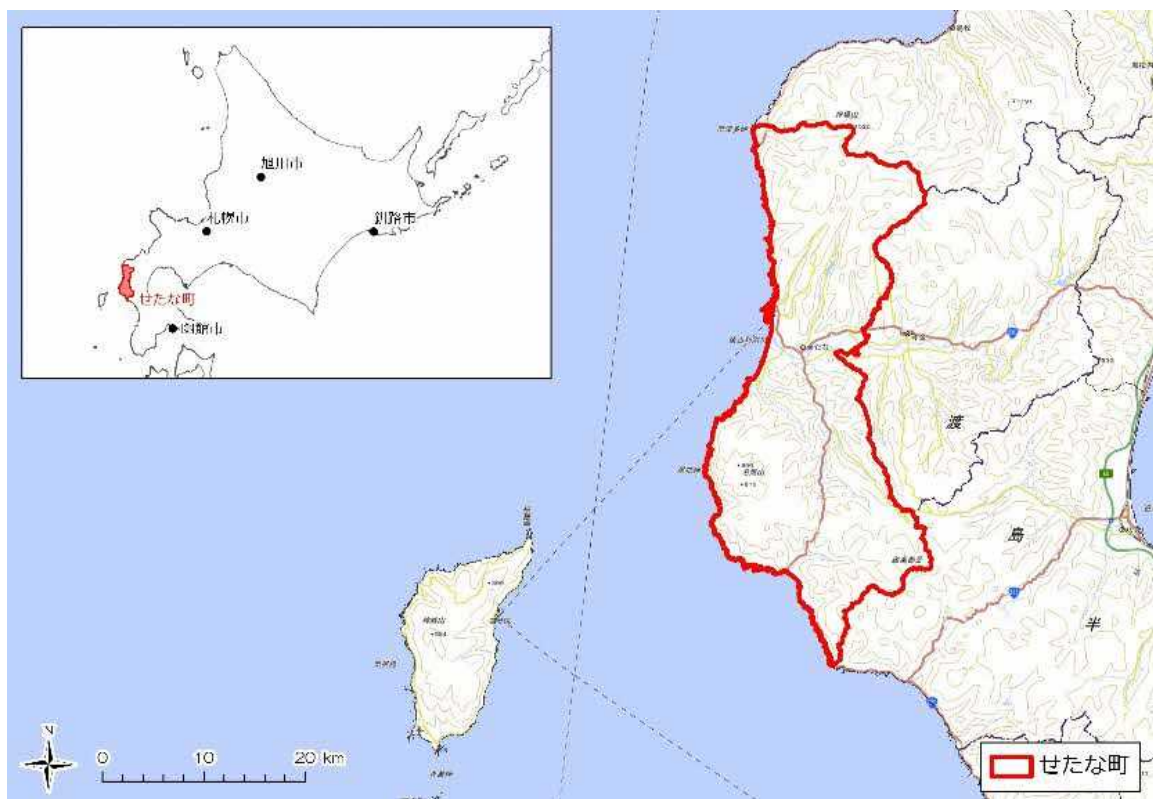


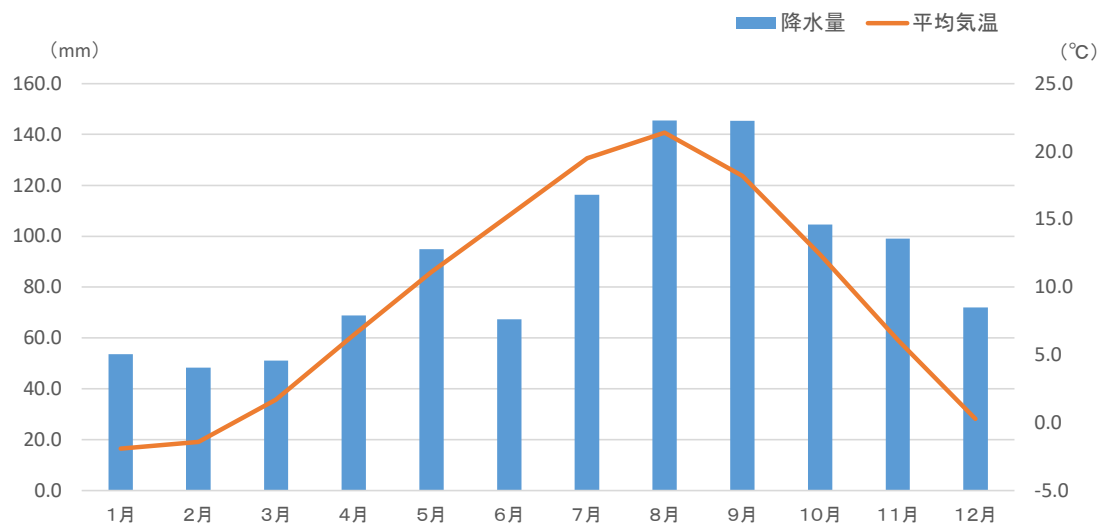
図 1-5 せたな町の位置

(2) 気候

気候は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受けるため比較的温暖で、近年は特に積雪が少なく暮らしやすく、春から夏には南西の風、冬は北西の風が多く、狩場連峰から吹き付ける東風（通称・やませ）による低温で農産物の生育に影響を及ぼすこともあります。

表 1-1 せたな町における気象データ

	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	53.7	-1.9	0.6	-4.7	5.5	26.4
2月	48.3	-1.4	1.2	-4.4	5.3	47.6
3月	51.1	1.7	4.8	-1.6	4.8	122.7
4月	68.8	6.5	10.4	2.4	4.1	177.4
5月	94.9	11.1	15.1	7.2	3.7	192.7
6月	67.3	15.3	19.0	12.0	3.5	167.6
7月	116.3	19.5	23.0	16.8	3.3	147.4
8月	145.5	21.4	25.1	18.2	3.3	172.3
9月	145.4	18.2	22.4	13.9	3.5	173.2
10月	104.6	12.4	16.4	7.9	4.1	136.0
11月	99.1	6.1	9.5	2.5	5.0	66.1
12月	72.0	0.3	3.0	-2.5	5.8	29.8
年	1067.0	9.1	12.5	5.6	4.3	1459.2



出典) 気象庁(1991～2020 年度統計資料)より作成

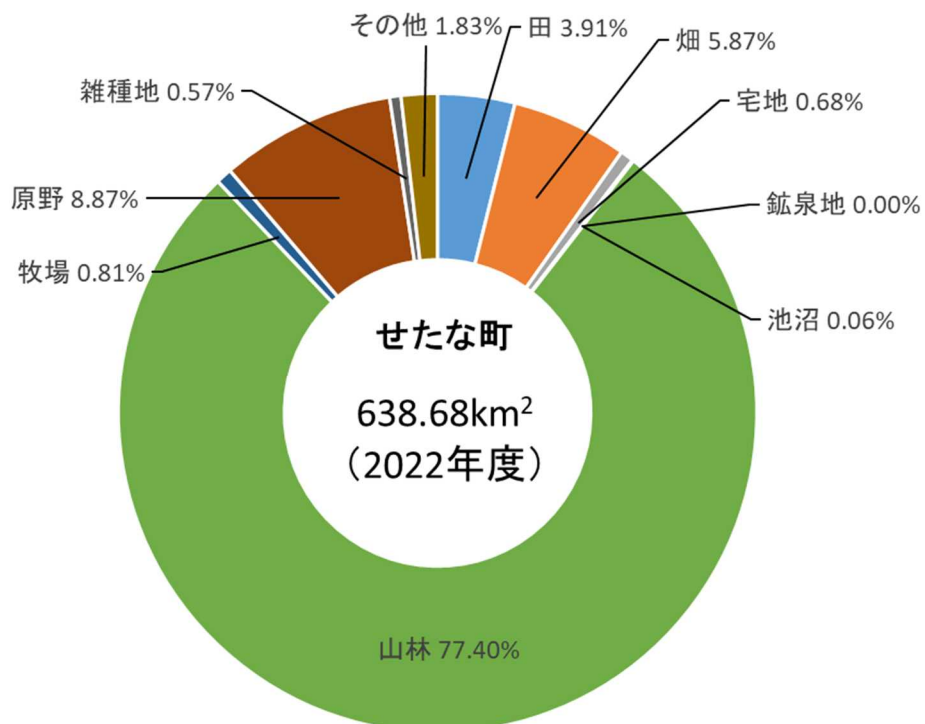
図 1-6 平均気温と降水量

（３） 土地の利用状況

総面積は 63,868ha で、国・道・民有林を主体とする「山林・原野」が約 86%と最も多く、次いで「農用地」が約 11%となっています。土地利用については、これまでそれぞれの地域で計画的に整備が進められてきましたが、都市計画法による都市計画区域に指定されている北檜山区に併せ、瀬棚区と大成区について総合的な視点の中で、地域経済振興などとの調整をしながら、豊かな自然環境と調和した土地利用を図っています。

表 1-2 せたな町における地目別土地面積（2022 年）

地目別土地面積 m ²	
総面積	638,680,000
田	24,956,007
畑	37,507,281
宅地	4,331,399
鉱泉地	1,985
池沼	366,139
山林	494,345,041
牧場	5,171,000
原野	56,630,836
雑種地	3,652,920
その他	11,717,392

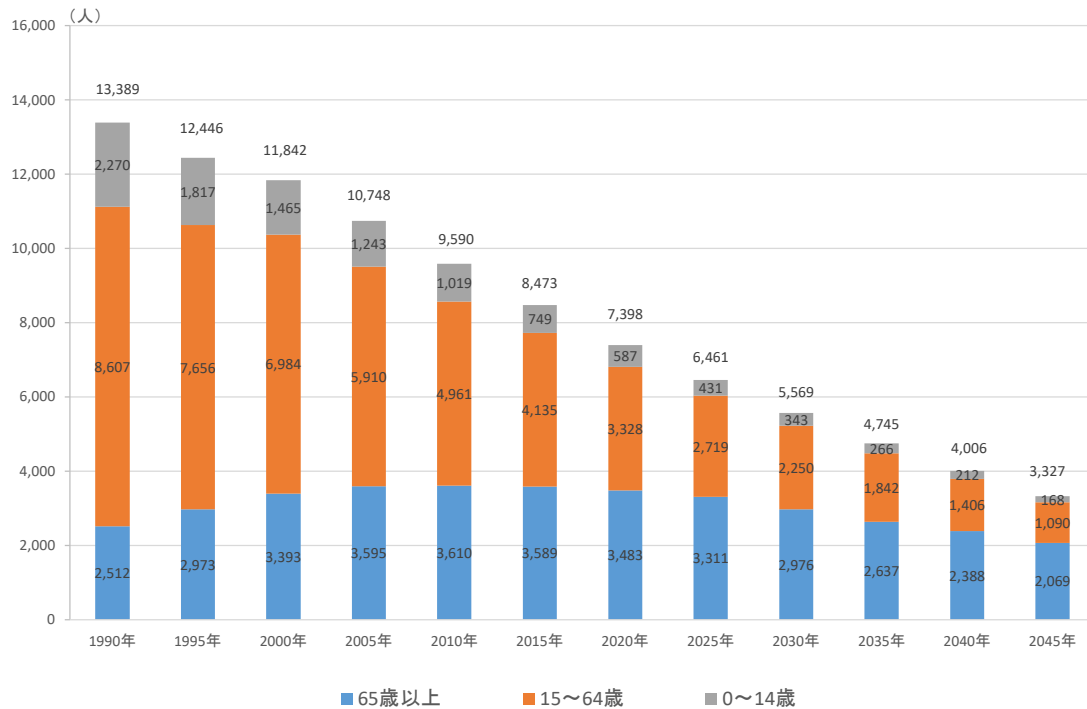


出典) せたな町統計資料 2022 より作成

図 1-7 土地利用状況

(4) 人口

本町の総人口は 1990 年以降 2020 年まで減少傾向にあり、2020 年は 1990 年に比べ、約 45%である 5,991 人が減少しています。年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の年齢 3 区分別にみると、年少人口と生産年齢人口の減少割合が高くなっていることがわかります。

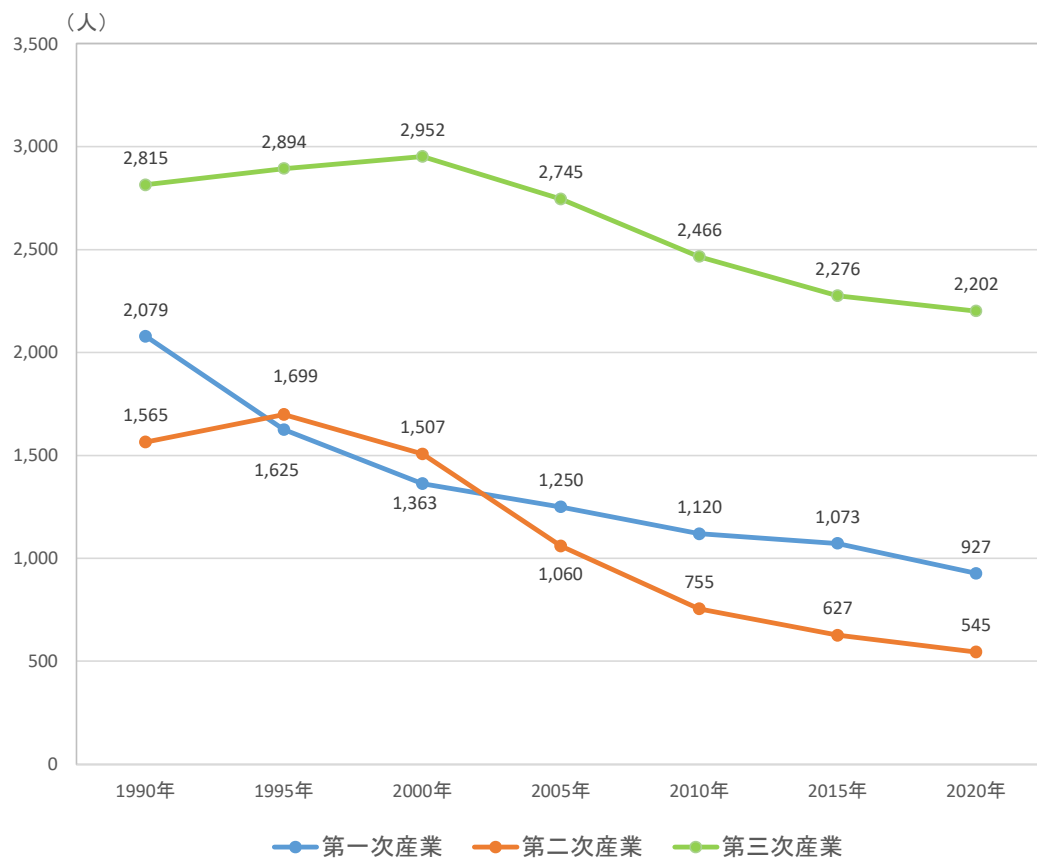


出典) 2020 年までは国勢調査の結果を元に作成。2025 年から 2045 年までは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年(2018)年推計)より作成。2000 年までは旧 3 町の合計値。

図 1-8 人口動向及び将来推計

(5) 産業

本町の基幹産業は農林業と水産業で、農業は稲作と酪農畜産を中心に、畑作では男爵芋の主産地として種子と食用馬鈴薯を生産しています。水産業の主要魚種はサケ・イカ・ウニで、獲る漁業からつくり育て売る漁業への転換を進めているところです。本町における産業別人口については第三次産業が依然として高い状況となっています。第三次産業について2000年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少に転じています。第一次産業は依然として減少傾向のままですが、第二次産業については、1995年まで増加傾向にあったもののそれ以降は減少に転じています。



出典) 国勢調査より作成

図 1-9 産業別就業人口の推移

3. 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

せたな町は、環境問題やエネルギー問題に対して、早期から風力発電などの豊かな地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を積極的に実施し、温室効果ガス削減に取り組んでまいりました。

また、本町は、2022年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

本計画は、「第2次せたな町総合計画」の将来像「輪になってつなぐ「せたな」の夢未来～みんなが主役 笑顔あふれるまちづくり～」及びゼロカーボンシティ実現のため、本町の豊かな地域資源の活用、省エネ・省資源対策をより一層推進するために策定します。

そのために、本計画では、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入、地域活性化につながる事業や環境教育の推進を図るとともに、自家消費型の再生可能エネルギー導入比率の向上によるエネルギーの地産地消の推進や、温室効果ガス削減による地球温暖化対策を進めることで自然を守り、安全に過ごせるまちづくりを推進します。

(2) 計画の位置づけ

本町では、温対法に基づく計画として、町民・事業者・町が一体となって総合的かつ計画的に取り組めるように、区域施策編と事務事業編をひとつの計画にまとめることとします。

策定にあたっては、北海道庁「第3次地球温暖化対策推進計画」、2018年に策定された「第2次せたな町総合計画」及び2023年に策定された「せたな町地域エネルギービジョン」の基本的な方向性について整合を図りながら策定いたします。

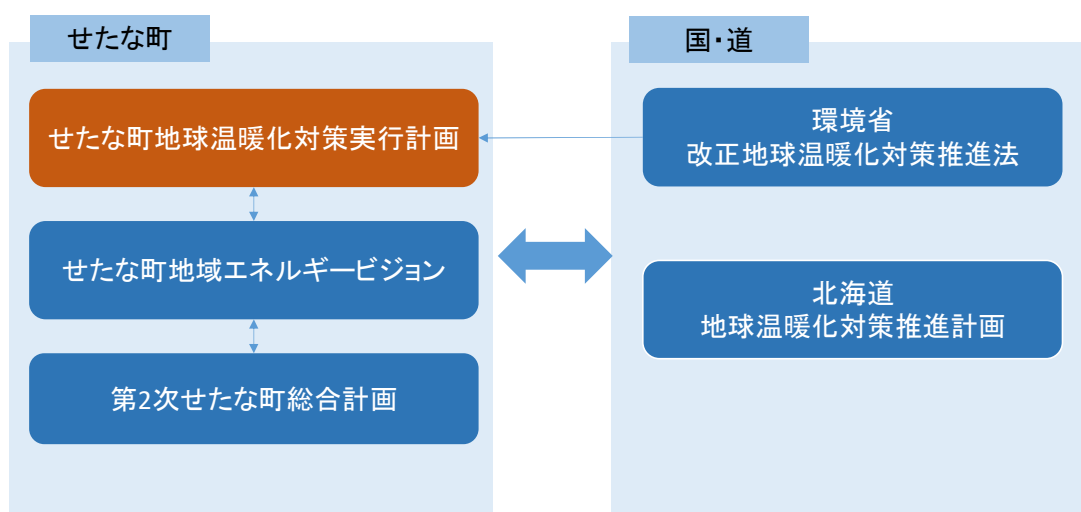


図 1-10 計画の位置づけ

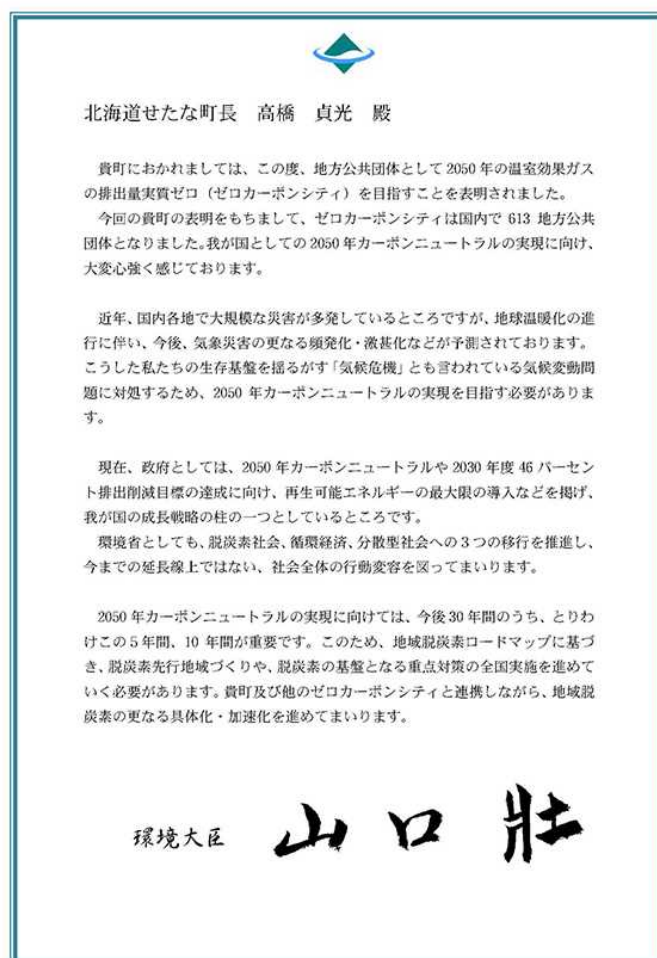
4. 計画期間と基準年度

(1) 計画期間

本計画は、本町がゼロカーボンシティを見据えて、2035 年度（令和 17 年度）までを計画期間とします。ただし、計画を取り巻く情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。

(2) 基準年度

国の地球温暖化対策計画に準じて、2013 年度を基準年度とします。



国内 613 番目の地方公共団体として認められ、環境大臣から届いたメッセージ

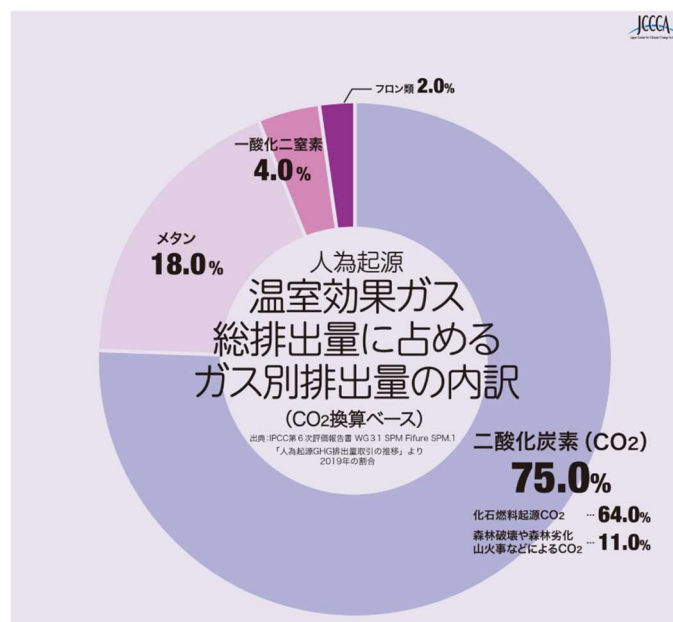
5. 基本的事項

(1) 対象とする温室効果ガスの種類

温対法に定める温室効果ガスは、以下の 7 種類があります。温室効果ガス別の排出量は二酸化炭素が最も大きいため、本計画では、二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

表 1-3 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋め立て処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
六フッ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の casting、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三フッ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造



出典)全国地球温暖化防止活動推進センター (<https://www.jccca.org/>)

図 1-11 温室効果ガス総排出量に占めるガス別排出量

第2章 区域施策編

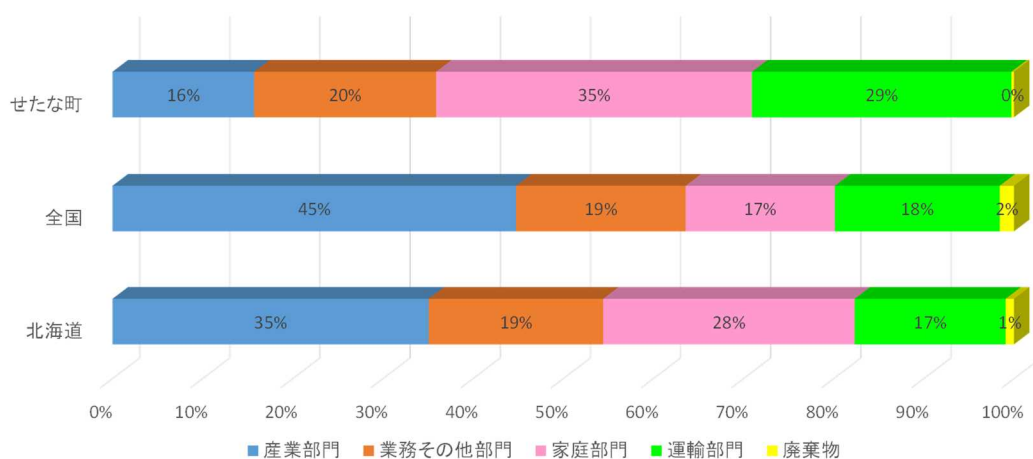
1. 基本的事項

(1) せたな町の二酸化炭素総排出量

本町の 2019 年度の温室効果ガス排出量は 57.7 千 t-CO₂ で、北海道全体（約 48,711 千 t-CO₂）の 0.12% を占めています。部門別では、家庭部門が全体の 35% を占め、次いで運輸部門が 29% となり、2 部門で 50% 以上を占めています。全国や道と比較すると、産業部門の割合が低く、家庭部門及び運輸部門の割合が高いことがわかります。

表 2-1 セタな町の二酸化炭素排出量

分野・部門			年度	CO ₂ 排出量 (千 t・CO ₂)			
			1990 年度	2005 年度	2013 年度	2019 年度	
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業	15.0	9.1	2.0	4.3	
		建設業・鉱業	5.8	2.5	1.6	1.4	
		農林水産業	8.8	1.1	3.6	3.4	
		計	29.6	12.7	7.2	9.1	
	業務その他部門		9.0	11.5	16.2	11.6	
	家庭部門		21.9	23.0	23.8	20.2	
	運輸部門	自動車(旅客)	8.5	10.6	8.5	7.0	
		自動車(貨物)	12.2	11.8	10.4	9.6	
		計	20.7	22.4	18.9	16.6	
	計		81.2	69.6	66.1	57.5	
非エネルギー 起源 CO ₂	焼却処分	一般廃棄物	0.7	0.7	0.2	0.2	
	計		0.7	0.7	0.2	0.2	
CO ₂ 総排出量			81.9	70.3	66.3	57.7	
1990 年度比				−14.1%	−19.0%	−29.5%	
2005 年度比					−5.7%	−17.9%	
2013 年度比						−13.0%	



※環境省「自治体排出カルテ」より作成

図 2-1 全国及び道との二酸化炭素排出量の割合の比較

(2) 削減目標

本町では 2022 年 3 月にせたな町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。2025 年 2 月閣議決定された「地球温暖化対策計画」や「第 3 次北海道地球温暖化対策推進計画」等を踏まえ、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。また、中期的目標として 2035 年度までに、基準年度(2013 年度)と比較して、森林による二酸化炭素の吸収量を含めずに 61%の削減を目標とします。

表 2-2 削減目標

	年度	二酸化炭素総排出量 (千 t-CO ₂)	削減率
基準年度	2013 年度	66.3	-
現状年度	2019 年度	57.7	13.0%
(目標年度)	2035 年度	25.9	61.0%
計画目標年度	2040 年度	15.9	76.0%
目標年度	2050 年度	0	100.0%

参考情報：せたな町における森林（民有林）の二酸化炭素吸収量

本町は、50,484ha の森林を有しています。民有林面積は 13,229ha で、その内訳は町有林 2,649ha、私有林等 10,580ha となっています。2021 年度における民有林の蓄積量は針葉樹、広葉樹でそれぞれ 1,239 千 m³、850 千 m³であり、環境省が示した算定方法*を用いると民有林の二酸化炭素吸収量は年間約 38,119 t-CO₂と推定されます。

所有区分	面積 (ha)					蓄積 (千 m ³)		
	計	天然林	人工林	無立木 地	その他	計	針葉樹	広葉樹
森林管理局所管国有林	37,255	28,776	7,520	12	947	4,106	1,135	2,971
市町村有林	2,649	1,294	1,323	31	-	505	321	184
私有林等	10,580	6,468	3,989	123	-	1,584	918	666
計	50,484	36,538	12,832	166	947	6,196	2,296	3,822

出典：令和 3 年度（2021 年度）北海道林業統計（令和 5 年 3 月公表）

*環境省 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」令和 4 年 3 月版

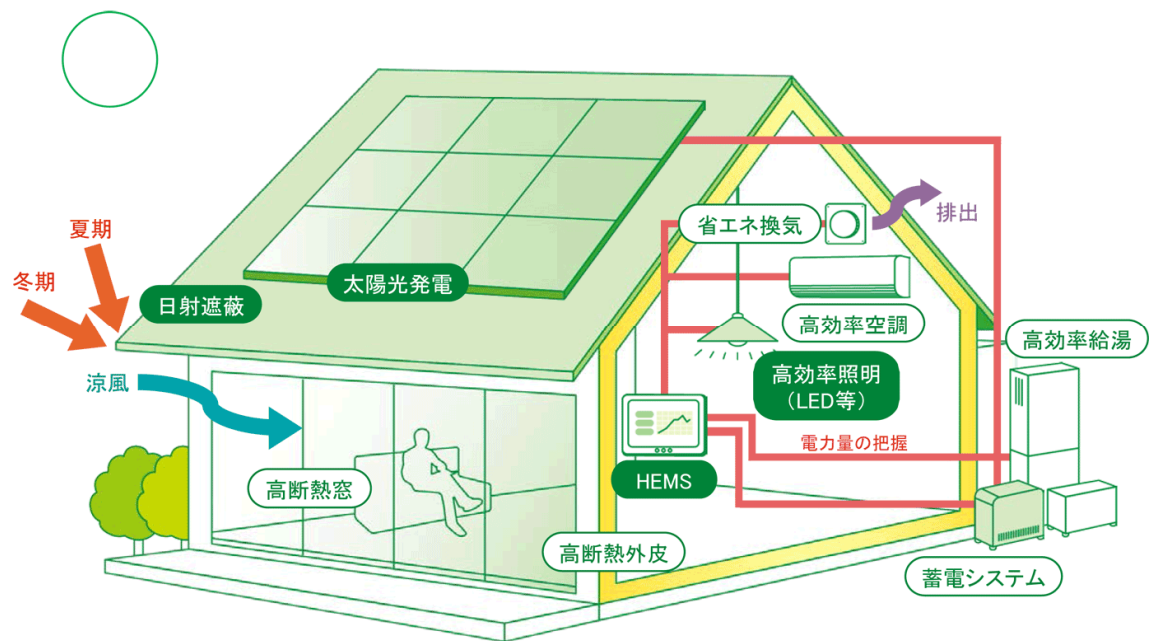
2. 二酸化炭素削減等に向けた取り組み

(1) 具体的な取り組み

町内全ての町民、事業者、関係機関等の協力を得ながら、町全体で温室効果ガス削減に向け、以下のような取り組みを推進していきます。

①産業部門	再生可能エネルギーの利用・導入促進
	・再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え ・自家消費型太陽光エネルギーの導入
	省エネ・省資源への取り組み
	・高省エネ設備への切り替え ・高省エネ建築物の導入 ・エコカーの導入
	その他
	・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底
②業務その他部門	再生可能エネルギーの利用・導入促進
	・再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え ・自家消費型太陽光エネルギーの導入
	省エネ・省資源への取り組み
	・省エネ診断の活用 ・高省エネ設備への切り替え ・高省エネ建築物の導入 ・環境負荷の少ない資材の利用や自然光導入の促進 ・エコカーの導入 ・不要な箇所の消灯や日常的な節電 ・暖房温度の適正管理
	その他
	・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底 ・職員に対して環境保全等に関する意識の啓発
③家庭部門	再生可能エネルギーの利用・導入促進
	・再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え ・自家消費型太陽光エネルギーの導入 ・太陽熱の導入
	省エネ・省資源への取り組み
	・高省エネ設備への切り替え ・既築住宅の断熱改修などの ZEH ² 化推進 ・家庭用燃料電池の導入
	その他
	・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底
④運輸部門	省エネ・省資源への取り組み
	・エコカーへの切り替え ・エコドライブの推進

²外壁の断熱性能の向上や、高効率な設備システムの導入などにより大幅な省エネルギーを実現し、かつ、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量収支ゼロを目指した住宅のこと



出典) 経済産業省「省エネポータルサイト」

図 2-2 【参考】ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

実行施策として表 2-3 に示す具体的な取り組みを進めます。

なお、各施策における温室効果ガス削減見込み量や再生可能エネルギー導入見込み量を算定する際の条件は参考資料に記載しています。

表 2-3 施策一覧

施 策		二酸化炭素 削減量 (トン CO ₂)	再エネ導入 見込み量 (kW)
1	公共施設への太陽光発電導入	1,658	5,011
2	屋根置き太陽光発電等導入促進（住宅）	1,500	5,000
3	遊休地等を活用した 太陽光発電等の導入促進	8,095	24,480
4	電気およびハイブリット自動車の普及促進	257	－
5	電力小売り事業等による電力の 脱炭素化に向けた取り組み	1,420	1,320
6	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネ ット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進	4,130	5,750
合 計		15,560	36,561

注) 2 及び 6 の施策における二酸化炭素削減量、再エネ見込み導入量は重複するため、合計には、2 の施策による効果等は含まない。

1		公共施設への太陽光発電導入																			
公共施設への太陽光発電による電力供給の先行的なモデルとして、町内公共施設への太陽光発電の導入や未利用公共用地を活用した公共施設への太陽光発電による電力供給を検討します。																					
また、並行して今後改修が予定されている公共施設への導入可能性調査を行います。																					
公共施設への太陽光発電導入により行政活動や公共施設で消費する電力を再生可能エネルギーに転換するとともに、災害時の電源確保等防災機能の向上を図ります。また、住宅や事業所等での太陽光発電導入の参考となるよう、これらの取り組みについて情報発信を行います。																					
二酸化炭素削減見込み量							1,658トンCO ₂														
再生可能エネルギー導入見込み量							5,011kW														
算定の考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳																				
	①公共施設（16 箇所）の建物の面積×設置密度×24 時間×365 日×設備利用率×排出係数=334 トン CO ₂																				
	②未利用公共用地における太陽光発電設備容量×24 時間×365 日×設備利用率×排出係数=1,324 トン CO ₂																				
	○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳																				
	①公共施設（16 箇所）の建物の面積×設置可能面積算定係数×設置密度=1,011kW																				
②未利用公共用地（1,000kW×4 箇所）における太陽光発電設備容量=4,000 kW																					
各主体の役割																					
町民		企業						行政													
—		・PPA やリース事業による太陽光発電の設置、維持管理						・補助金等の活用による調査の実施、設備の導入													
KPI（重点業績評価指標）																					
指標		・公共施設（16 施設）への太陽光発電による電力供給 ・未利用地（4 箇所）設置に伴う太陽光発電						【進捗管理方法】 ・各施設の担当課における導入状況の把握													
スケジュール																					
2023		2024		2025		2026		2027		2028		2029		2030		2031		2032		2033	
本計画策定		公共施設への導入検討																			
		太陽光発電・蓄電池の導入検討・実施																			
今後の主な課題																					
・公共施設（16 箇所）他施設への導入検討																					
・公共施設の導入可能性調査の実施																					

¹指標に用いる町内公共施設は、施設屋根形状から導入可能性の高い「町役場本庁舎」、「三杉荘」、「こども園きたひやま」、「北檜山小学校」、「北檜山下水処理場」、「温泉ホテルきたひやま」など 16 施設を想定

2	屋根置き太陽光発電導入促進(住宅)									
「再生可能エネルギー情報提供システム」(環境省、以下「REPOS」とします)での戸建住宅等における太陽光発電に関するポテンシャルは約84MW となっています。一方で環境省自治体排出量カルテによると、2020 年度における戸建住宅等における太陽光発電容量は 262kW、世帯数に対する太陽光発電設備の導入率は 1.1%にとどまっています。										
太陽光発電や蓄電池の家庭への導入を進めることにより、家庭での電力消費に伴う二酸化炭素削減を図るとともに、災害時の電源確保等防災機能の向上を図ります。										
二酸化炭素削減見込み量							1,500トンCO ₂			
再生可能エネルギー導入見込み量							5,000kW			
算定の考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳									
	① 対象住宅 (100 件) × 1 戸当たりの設備容量×24 時間×365 日 ×設備利用率×排出係数×計画期間 (10 年) =1,500 トン CO ₂									
	○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳									
	① 対象住宅 (100 件) × 1 戸当たりの設備容量×計画期間 (10 年) =5,000kW									
各主体の役割										
町民			企業				行政			
・太陽光発電や蓄電池の導入			・PPA やリース事業による太陽光発電の設置、維持管理				・補助金(同率)の活用等による導入支援			
KPI (重点業績評価指標)										
指標	・住宅への導入 100 件/年					【進捗管理方法】 ・補助金や住宅・土地統計調査等による導入数の把握				
スケジュール										
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画策定	広報誌等による周知									
	太陽光発電・蓄電池の導入促進									
今後の主な課題										
・補助金等による導入促進支援方法の検討 ・広報誌等の活用による周知の徹底										

3		遊休地等を活用した太陽光発電の導入促進								
せたな町再生可能エネルギー協議会にて検討した太陽光発電にかかるゾーニング結果では、町全体で約6,279MW(うち、促進エリアは 816MW、その他は調整エリア)の太陽光発電導入のポテンシャルがあることがわかりました。										
今後、ゾーニングにより整理した環境配慮事項をふまえて引き続きの導入検討を行うとともに、町有地や自営線の活用を検討し、電力の地産地消の推進を図ります。										
二酸化炭素削減見込み量		8,095トンCO ₂								
再生可能エネルギー導入見込み量		24,480kW								
算定の考え方	〇二酸化炭素削減見込み量の内訳									
	①ゾーニング結果（促進エリア）の太陽光発電設備容量(816MW)の合計×目標導入割合（3%）×24 時間×365 日×設備利用率(15. 1%)×排出係数=8, 095 トン CO ₂									
	〇再生可能エネルギー導入見込み量の内訳									
	①太陽光発電設備容量(816MW)の合計×目標導入割合（3%）=24, 480kW(24. 48MW)									
各主体の役割										
町民		企業		行政						
・ 荒廃農地等未利用地の活用への協力		・ PPA やリース事業による太陽光発電の設置、維持管理		・ 町有地の利活用 ・ 補助金の活用等による導入支援						
KPI（重点業績評価指標）										
指標	・ 未利用地等を活用した太陽光発電設備設置導入 20MW (策定後 5 年間で約 7 割目標)			【進捗管理方法】 ・ 補助金の活用や事業者へのヒアリング等による導入状況の把握						
スケジュール										
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画策定	町有地等活用による太陽光発電導入検討									
	太陽光発電・蓄電池の導入促進									
今後の主な課題										
・ 補助金等による導入支援方法の検討 ・ 広報誌等の活用による周知の徹底 ・ ゾーニングによる環境影響等に対する検討										

注1）設備利用率(15.1%)は環境省の自治体排出量カルテに基づき、「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（経済産業省,平成28年12月）を参照しました。

注2）排出係数は、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（経済産業省,令和3年9月）に示される2030年度の全電源平均の電力排出係数（0.000250トンCO₂/kWh）を使用しました。

4電気自動車等の普及促進											
公用車の電気もしくはハイブリット自動車への切り替えを進めるとともに、地域の自動車においても電気自動車への切り替えや新車購入時の電気自動車の選択を促し、併せて充電スタンドの普及を進めることで、 温室効果ガス排出量の削減 や 蓄電池としての活用による災害時の防災対応機能の向上 も図ります。											
また、前述した「 公共施設への太陽光発電導入 」や「 屋根置き太陽光発電導入 」と併せて検討することで、 電力の地産地消 による 走行時のCO₂排出量ゼロのドライブ(ゼロカーボン・ドライブ) を推進します。											
二酸化炭素削減見込み量	257トンCO ₂										
再生可能エネルギー導入見込み量	—										
算定の考え方	〇二酸化炭素削減見込み量の内訳										
	《目標》										
	①軽自動車を2台/年ごとに導入することで、軽自動車は10年間で108台年分の削減効果が見込めるため、103トンCO ₂ の削減見込み量として算定した。 ②普通自動車を4台/年ごとに導入することで、普通自動車は10年間で220台年分の削減効果が見込めるため、154トンCO ₂ の削減見込み量として算定した。										
各主体の役割											
町民	企業	行政									
・電気もしくはハイブリット自動車への切り替え	・電気もしくはハイブリット自動車への切り替え	・公用車の電気もしくはPHEV等ハイブリット自動車への切り替え ・補助金の活用等による導入支援 ・充電スタンドの整備・普及方法の検討									
KPI（重点業績評価指標）											
指標	・公用車（58台）中100%の切り替え ・軽自動車・普通車の切り替え（各6台（普通4台、軽2台）/年）	【進捗管理方法】 ・各所管における導入状況の把握 ・補助金等による導入状況の把握									
スケジュール											
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画策定	補助金活用等の検討										
	電気自動車への切り替え、充電スタンドの整備、普及方法の検討										
今後の主な課題											
・補助金の活用等による導入促進方法の検討 ・充電スタンド整備・普及方法の検討											

5		電力小売り事業等による電力の脱炭素化に向けた取り組み									
環境省の自治体排出量カルテによると、令和2年度時点での せたな町の電力需要量は34,814MWh となっています。今後、電力小売り事業者との協業等により、 地域で発電した電力と需要地の結びつけや、実質 CO₂ 排出ゼロの電気 を利用する「 CO₂ フリープラン 」の 契約促進 により、電力の脱炭素化を図ります。											
また今後 FIT 制度の買取期間が満了した電源が増えると想定されることから、これらを 地域内の電源として捉え、電力の地産地消に向けた活用 を検討するとともに、 アグリゲーターによる電力需要量、発電電力量の調整 等により、 電力の効率的な活用 を図ります。											
二酸化炭素削減見込み量						1,420トン CO ₂					
再生可能エネルギー導入見込み量						1,320kW					
算定の考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳										
	①CO ₂ フリープランの促進：2020 年度の電力需要量 ×切り替え目標割合（15％）×排出係数=1305 トン CO ₂										
	②卒 FIT 電源の活用：町有風力発電設備容量（1,320kW）×活用目標割合（100％）×設備利用率(35%)×排出係数＝115 トン CO ₂										
	○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳										
	①卒 FIT 電源の活用：町有風力発電設備容量（1,320kW） ×活用目標割合（100％）＝1,320kW										
各主体の役割											
町民			企業				行政				
・CO ₂ フリープラン契約への切り替え			・CO ₂ フリープラン契約への切り替え ・卒 FIT 電源活用の検討				・実施体制の検討				
KPI（重点業績評価指標）											
指標	・CO ₂ フリープラン契約状況(15%) ・卒 FIT 電源の活用供給状況(100%)					【進捗管理方法】 ・町内再生エネルギー導入量と計画の把握					
本計画策定	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	実施体制の検討										
	CO ₂ フリープランへの切り替え・卒 FIT 電源の活用										
	アグリゲーターによる電力の効率的な活用										
今後の主な課題											
・CO ₂ フリープランの促進や電力調整等を行う実施体制の検討 ・町内で発電した電力と町内の電力需要地とのマッチング方法の検討											

6		ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及促進								
せたな町にて今後新築される住宅や商業用建築物等に対し、太陽光発電施設や蓄電池の設置等によるZEH・ZEBの普及を進めることで、二酸化炭素排出量の削減を図ります。										
また、2021年時点でのせたな町の世帯数は4,074世帯であり、既存住宅や建築物等の断熱改修や高効率給湯器の導入等を進めることで、世帯当たりのエネルギー使用量を削減し、二酸化炭素排出量の削減を図ります。さらに、今後改修を予定している町内公共施設においてもZEBの検討を進めます。										
二酸化炭素削減見込み量						4,130トンCO ₂				
再生可能エネルギー導入見込み量						5,750kW				
算定の考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳									
	①ZEH1年間の目標戸数(100戸)における二酸化炭素削減量×計画期間(10年) ＝3,300トンCO ₂									
	②既存住宅等の断熱改修等の1年間の目標戸数(20戸)における二酸化炭素削減量 ×計画期間(10年)＝280トンCO ₂									
	③ZEB1年間の目標棟数(3棟)における二酸化炭素削減量×計画期間(10年) ＝550トンCO ₂									
	○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳									
	①ZEH目標建築物数(100件)×ZEH1件当たりの太陽光発電設備容量(5kW) ×計画期間(10年)＝5,000kW									
②ZEB目標建築物数(3件)×ZEB1件当たりの太陽光発電設備容量(25kW) ×計画期間(10年)＝750kW										
各主体の役割										
町民			企業				行政			
・住宅新築時・改修時のZEH化検討			・建築物新築時・改修時のZEB化検討				・町内公共施設のZEB化検討 ・補助金の活用等による導入支援			
KPI(重点業績評価指標)										
指標	・新築・改修住宅ZEH化100戸/年 ・新築・改修建築物ZEB化3棟/年					【進捗管理方法】 補助金の活用等による導入状況の把握				
スケジュール										
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画策定	補助金の活用等による支援の検討									
	ZEB, ZEHの普及促進									
今後の主な課題										
・ZEHビルダー, ZEHプランナー事業者増加に向けた勉強会等の開催 ・町内公共施設のZEB化に向けた検討										

第3章 事務事業編

1. 基本的事項

(1) 対象とする範囲

計画の対象範囲は、町が行う全ての事務・事業及び町が所有するすべての施設とします。なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して、計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請することとします。

表 3-1 計画の対象施設（概要）

分類	対象施設	担当部局
事務系部門	本庁舎等	町長部局
業務系部門	農業・漁業関係施設、医療施設等	町長部局
町民サービス系部門	保健福祉施設、老人福祉施設、児童福祉施設、集会施設、教育関係施設等	町長部局、教育委員会

表 3-2 計画の対象施設（詳細）

分類	対象施設
事務系部門 (6 施設)	せたな町役場・瀬棚支所・大成支所 せたな消防署・瀬棚分遣所・大成支署
業務系部門 (10 施設)	せたな町立国保病院・瀬棚診療所・大成診療所 北檜山下水処理場・大成浄化センター 大成水産種苗育成センター・大成水産種苗育成センター取水ポンプ室 北檜山ポンプ場・瀬棚中継ポンプ場 瀬棚洋上風力発電所
町民サービス系 部門 (18 施設)	瀬棚養護老人ホーム三杉荘（生涯学習センター・瀬棚学童保育所含む） ・瀬棚総合福祉センターやすらぎ館（温泉浴場・デイサービスセンター・福祉センター含む） 認定こども園きたひやま・せたな町民ふれあいプラザ・旧総合福祉センター・瀬棚町民センター・大成町民センター・ せたな町立北檜山小学校・せたな町立北檜山中学校・せたな町立瀬棚小学校・せたな町立瀬棚中学校・せたな町立久遠小学校・せたな町立大成中学校・せたな町立学校給食センター・せたな町民体育館 せたな町 B&G 海洋センター体育館・町民野球場・丹羽スキー場

(2) 二酸化炭素排出量の状況

基準年度 2013 年度と令和 6 年度（2024 年度）における対象施設の電気や燃料の使用量及び二酸化炭素排出量は次のとおりです。

表 3-3 各年度対象施設の電気や燃料の使用量及び二酸化炭素排出量

調査項目	平成 25 年度 (2013 年度)		令和 6 年度 (2024 年度)		変動量		削減率
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	
ガソリン (L)	32,214	74,790	33,319	76,305	1,105	1,515	2.0%
灯油 (L)	144,655	360,115	183,043	458,099	38,389	97,984	27.2%
軽油 (L)	4,885	12,628	3,884	10,173	-1,001	-2,455	-19.4%
A 重油 (L)	608,779	1,649,566	255,600	703,622	-353,179	-945,944	-57.3%
L P G (m ³)	3,288	9,861	1,195	3,577	-2,093	-6,283	-63.7%
電気 (kWh)	4,877,347	3,178,936	4,505,835	2,410,622	371,512	-768,314	-24.2%
合 計		5,285,895		3,662,398		-1,623,498	-30.7%

(3) 削減目標

2013 年度の基準年に対し、2030 年度は 51.0%、2032 年度は 57.0%の削減を目指します。

表 3-4 削減目標

	2013 年 (基準年)	2024 年 (実測値)	2035 年	2040 年
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	5,285,895	3,662,398	1,797,204	1,004,320
基準年からの削減量	—	1,623,498	3,488,691	4,281,575
基準年からの削減率	—	30.7%	66.0%	81.0%
対策による削減量 ^(注)	—	—	—	2,263,969

注：対策による削減量は、公共施設への太陽光発電導入や公用車の電気もしくは PEHV 等ハイブリット自動車への切り替えによる

2. 二酸化炭素削減に向けた取り組み

(1) 個人単位での取り組み

項目		取り組み
1	省エネに関する取り組み	・明るさ（照度）を適正に、間引き点灯をする ・昼食時は消灯する ・定時退庁を心掛ける ・OA 機器は省エネモードで使用する ・エレベータの使用を控える ・ナチュラル・ビズ・スタイル³を心掛ける ・エコドライブを実施する ・近距離移動時の徒歩又は自転車使用を推奨する
2	省資源に関する取り組み	・洗面所やトイレの節水を心掛ける
3	廃棄物削減に関する取り組み	・両面コピーを活用する ・プリントアウトのミスをしないように注意する ・コピー用紙の裏面利用を推奨する ・文書の電子化を進める ・使用済み封筒やファイルの再利用に努める ・マイボトルを利用する ・エコバッグを常備する ・ゴミの減量化に努める

(2) 組織での取り組み

項目		取り組み
1	省エネに関する取り組み	・冷暖房を適正管理（夏季：28 度、冬季：20 度）する ・LED や人感センサー等省エネ設備の導入を促進する ・省エネタイプの OA 機器に更新する ・公用車をエコカーに切り替える ・ICT の活用による移動時のエネルギー削減を行う
2	環境配慮に関する取り組み	・グリーン購入を促進する ・分別を心掛け、資源化を行う ・森林吸収源対策を進める
3	廃棄物削減に関する取り組み	・リサイクル品や詰め替え等を活用する ・使い捨て商品の購入を控える
4	職員の意識向上に関する取り組み	・環境教育を行う ・エコドライブ研修を行う
5	再生可能エネルギーの活用に関する取り組み	・公共施設へ自家消費型太陽光発電を導入する ・再生可能エネルギー事業者を誘致する ・町民へ再生可能エネルギーに関する情報を提供する ・再生可能エネルギー電力へ切り替える

³ 年間を通して省エネ・節電を意識した、働きやすい服装で執務を行うこと。

(3) 区域施策として行政の取り組み

項目		取り組み
1	省エネルギー対策	・住宅における断熱改修や高断熱住宅の建築の普及に努める ・住宅、事業所や工場の省エネルギー診断の実施を促進する ・住宅の新築・リフォーム・高効率機器（給湯器、照明）への買い替えに対する省エネ対策補助金制度を検討する ・住宅、事業所の省エネ対策を実施する町内事業者の養成に努める
2	再生可能エネルギー導入・活用	・太陽光発電、風力発電の事業誘致を行う ・再生可能エネルギー設備導入支援の拡大に努め、補助金制度を検討する ・PPAやリース等による太陽光発電普及のための情報提供に努める ・公共施設に自家消費型太陽光発電を導入する ・地産エネルギーの活用について検討する ・農林水産業への再生可能エネルギーの導入可能性について検討する ・太陽熱温水器による熱利用を検討する
3	自動車対策	・タクシーや公共バスなどのエコカーへの切り替えに補助金制度を検討する ・デマンドバスの効率的な運行を検討する ・電気自動車のための充電スタンドを整備する
4	環境啓発	・町民へ積極的に情報を提供する ・再生可能エネルギー事業者に町民に対する環境教育の協力を要請する ・ごみの減量化（分別と4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）、生ごみのたい肥化）を進める

第4章 気候変動への適応

気候変動への対策として、緩和策と適応策があります。緩和策とは、温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図るための施策です。一方で、適応策とは、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策です。

緩和策と適応策は、気候変動の影響のリスクを低減するための相互補完的な施策であり、言わば車の両輪として推進していくべき施策です。



出典）環境省ホームページ

図 4-1 気候変動と緩和策・適応策の関係

2018年に気候変動適応法が公布され、国が気候変動適応計画を策定し、おおむね5年ごとに見直すこと、自治体でも計画の策定に努めること、気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）⁴によって情報を発信することとなりました。

本町では、農林水産業や自然災害など、国の適応計画の対策分野ごとに関係部局と連携を取りながら各分野の施策を推進していきます。

⁴ 国立環境研究所等により設置された、気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避する施策を進める参考となる情報を、発信するための情報基盤

第5章 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

地球温暖化対策の推進法の改正に伴い、市町村による実行計画の策定にあたっては、以下の事項が定められました。

- ・(1)市町村（指定都市等は除く。）は、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策⁵と、施策の実施目標を定めるよう努めることとする（第21条第4項）。
- ・(2)市町村は、(1)を定める場合においては、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域⁶、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとする⁷（第21条第5項）。

せたな町においては、せたな町地域エネルギービジョン策定にあたって、有識者、住民や地域の関係者等から構成される「せたな町再生可能エネルギー協議会」を設置し、風力発電事業及び太陽光発電事業を対象に、再生可能エネルギーの導入に適したゾーニングの検討を通して、促進エリア・調整エリアを抽出するとともに、事業実施にあたっての配慮事項を検討しました⁸。

1. 促進区域の設定に関する基本的な考え方

北海道においては、地域と調和した再生可能エネルギーを促進するために促進区域の設定に関する基準（案）（以下「道基準」という）が検討されています。

せたな町におけるゾーニングの検討にあたっては、国の基準に基づいて行うとともに、道の関係部署と協議を行いながら進めました。

現在、検討が進められている道基準に基づき促進区域を設定します。

⁵ 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

⁶ 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、（都道府県が定めた場合にあっては）都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき、定めることとなる。（第21条第6項及び第7項）

⁷ (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）協議会における協議が必要（第21条第12項）。

⁸ 参考資料3に、協議会の開催概要等を示します。

I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全 [道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント] ☞ 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系 ☞ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域 ☞ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然 ☞ 触れ合いの場としての自然 ☞ 文化的に維持してきた自然景観・資源
II 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全 [道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント] ☞ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災
III 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全 [道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント] ☞ 第一次産業の健全な発展との調和 ☞ 景観などの観光資源

出典：令和5年度第1回北海道環境審議会 資料8、令和5年6月8日開催

図 5-1 道基準案の除外区域と考慮対象区域・事項の策定の基本的な考え方（案）

2. 促進区域の設定に関する基準

（1）ゾーニングにおけるエリア区分を踏まえた促進区域の設定

国や都道府県の基準等を基に、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル第2版」（令和2年3月、環境省）を参考として保全エリア、調整エリア、促進エリア、不適エリアに区分しました。検討結果として両者の関係性のイメージを図 5-2 に示します。

促進区域と本ゾーニングのエリア区分との関係性

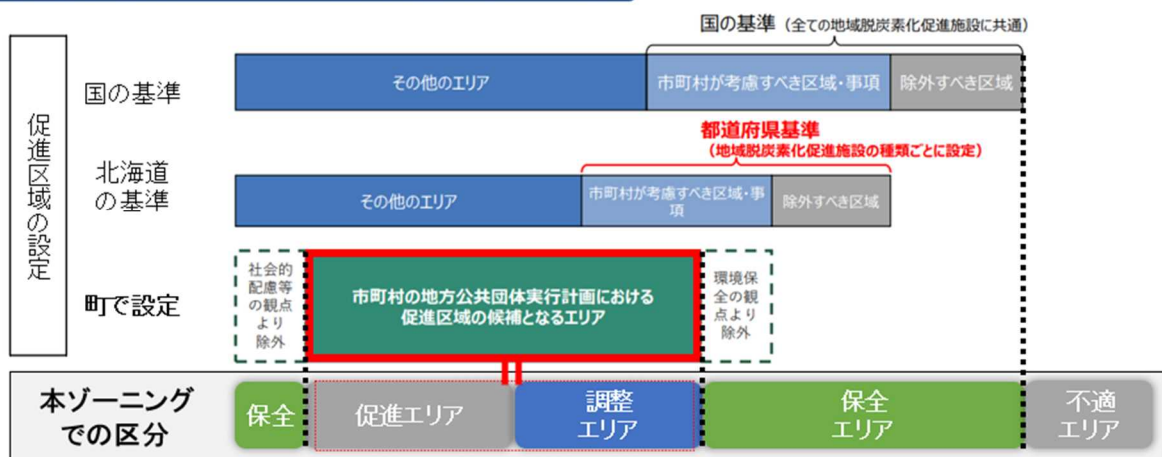


図 5-2 ゾーニングの各エリアと促進区域との関係性

(2) ゾーニングにおける各エリアの基本的な考え方

ゾーニングで区分する各エリアと基本的な考え方を検討しました。

ゾーニングにおける各エリアの設定にあたっては、保全エリアは発電施設の導入は不可とし、調整エリアと促進エリアは発電施設の導入検討を可能としました。

表 5-1 ゾーニングにおける各エリアの基本的な考え方

区分	基本的な考え方	再エネ施設の導入検討
保全 エリア	法令等の指定から立地困難、または重大な環境影響が懸念されることにより、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべき範囲	不可
調整 エリア	- 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性がある範囲 - 再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が必要	設置可能
促進 エリア	- 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性がある範囲 - 自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の導入を促進しうるエリア	設置可能
不適 エリア	上記エリア以外の範囲（＝事業性がなく、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地には適さないエリア）	基本的には不可 ※詳細調査等により事業性があると判断されれば、検討は可能

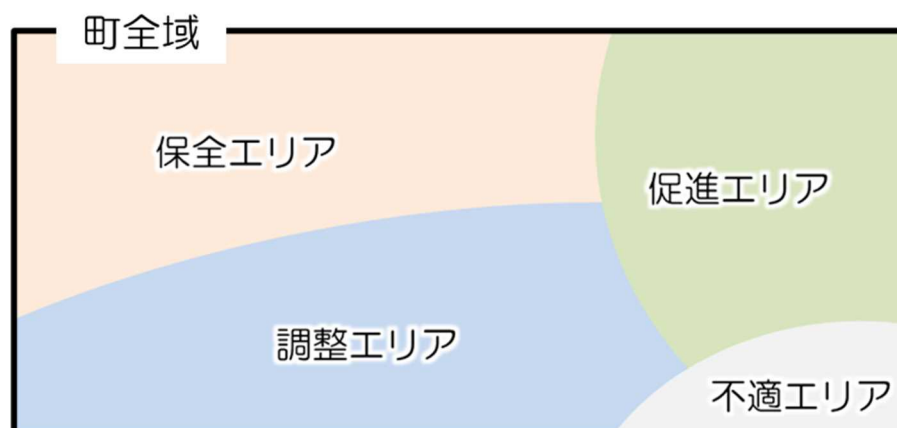


図 5-3 ゾーニングによるエリア区分のイメージ

ゾーニングによるエリア区分は、陸上・洋上風力発電及び太陽光発電事業を対象に検討を行いました。これらのエリア区分は、国の基準に準拠して設定しています。

3. 地域脱炭素化促進事業の目標の設定

ゾーニングによるエリア区分によるポテンシャル量、現状の環境影響評価の手続き等を踏まえ、陸上風力発電事業及び太陽光発電事業に係る地域脱炭素化促進事業の目標を表5-2の通り設定します。

なお、洋上風力発電事業については、再エネ海域利用法に基づき促進区域が設定されることから、目標の設定にあたっては検討の進捗状況等を踏まえて改めて設定することとします。

表 5-2 地域脱炭素化促進事業の目標

再エネの種別	現状 ⁽¹⁾ (単位：MW)	目標 (2033 年)	備 考
陸上風力発電事業	64.542	新規運開 5 件 目安約 350MW (70MW ⁽²⁾ × 5 件)	左記 5 件のうち新設 3 件 ⁽³⁾ はアセス手続き中または運開前
太陽光発電事業	1.876	34.49MW	p.19-21 に示す公共施設や公共用地、住宅での太陽光発電導入目標の合計値 ⁽⁴⁾

注 1：R3 年度現在の再エネ導入量（自治体排出量カルテより）

注 2：北檜山ウィンドファーム事業 69,300kW（3,850kW×19 基）を参考に設定

注 3：町内で計画されている 3 件の陸上風力発電事業は下記の通り

①北檜山ウィンドファーム事業 69,300kW（3,850kW×19 基） 評価書手続き終了

②（仮称）せたな太櫓ウインドファーム 最大 86,000kW、最大 20 基（単機出力：最大 5,000kW 程度） 方法書手続き終了

③（仮称）せたな松岡風力発電事業 最大 195,200kW、最大 32 基程度（単機出力：4,200～6,100kW） 配慮書手続き終了

注 4：公共施設への太陽光発電導入 5,011kW、屋根置き太陽光発電導入促進（住宅）

5,000kW、遊休地等を活用した太陽光発電の導入促進 24,480kW の合計値 34.49MW

4. 促進区域の設定

ゾーニングによるエリア区分を踏まえ、陸上風力発電事業及び太陽光発電事業に係る町の促進区域及び環境配慮事項は次の通りとします。

なお、洋上風力発電事業については、再エネ海域利用法に基づき促進区域が設定されることから、検討の進捗状況等を踏まえて関係機関との調整等を行います。

また、現在検討中の道基準が設定された場合には、「せたな町ゼロカーボン推進協議会」での助言等を得ながら、促進区域の範囲等について見直しを行います。

(1) 陸上風力発電事業の促進区域

促進区域を次の通りとします。なお、この促進区域は、現段階でのゾーニングによるエリア区分⁹を基に設定していることから、今後、地域住民や事業者と十分に情報交換・連携しながら促進区域の範囲の設定を調整していきます。

- ・陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア

特に、調整エリアで風車の設置が検討される事業は、表 5-1 で整理されているように「再生可能エネルギー施設の立地にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、地域関係者や関係機関との調整が必要」であることから、当該調整エリアに含まれている自然・社会環境に関する配慮すべき事項を十分に考慮することに加えて、適切な事業計画の検討、地域関係者や関係機関への十分な説明や調整、環境影響評価等の手続き、環境配慮の検討、脱炭素や地域貢献の取組などについて、町として事業者に求めています。

なお、風力発電事業に関連する施設とエリアごとに考慮すべき事項は以下の通りとします。

表 5-3 陸上風力発電のゾーニング区分及び風力発電機等の設置条件等の関係

	区分	風力発電機	工事用道路、 管理用道路	防災対策設備等 ^(注)
	保全 エリア	設置不可	配慮すべき法的な要件を十分に満たすとともに、保全すべき対象に対して、当該施設の設置に伴う環境影響が想定されない場合、設置が可能	配慮すべき法的な要件を十分に満たすとともに、保全すべき対象に対して、当該施設の設置に伴う環境影響が想定されない場合、設置が可能（保全すべき施設の下流側に沈砂池等の防災対策設備を設置する場合など）
促進 区域	調整 エリア	当該施設の設置に伴う重大な環境影響が想定される場合、適切な事業計画や環境保全措置の実施などによって、当該環境影響の回避、低減が十分に図られる場合、設置が可能	同左	同左
	促進 エリア	設置可能	設置可能	設置可能
	不適 エリア	設置不可 ※詳細調査等により事業性があると判断されれば、検討は可能	設置可能	設置可能

注：防災対策設備等には、沈砂池や調整池、残土処分場など、風力発電事業を行うにあたって設置される施設を示す。

※表内に記載される事項は、ゾーニングで整理した各エリアで風力発電機等を設置する際の配慮事項

⁹ 参考資料 3 に、現段階のエリア区分ごとの条件設定等を示します。

（２） 太陽光発電事業の促進区域

促進区域を次の通りとします。なお、この促進区域は、現段階でのゾーニングによるエリア区分を基に設定していることから、今後、地域住民や事業者と十分に情報交換・連携しながら促進区域の範囲の設定を調整していきます。

また、事業の推進にあたっては、まず公共施設の屋根や、各区の町有地での設置を優先的に行い、町として再生可能エネルギーの地産・地消を進めます。

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地
- ・町内の住宅等の屋根
- ・太陽光発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア（ただし、農用地は除く）

特に、調整エリアで太陽光パネルの設置が検討される事業は、表 5-1 で整理されているように「再生可能エネルギー施設の立地にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、地域関係者や関係機関との調整が必要」であることから、当該調整エリアに含まれている自然・社会環境に関する配慮すべき事項を十分に考慮することに加えて、事業計画の検討、地域関係者や関係機関への十分な説明や調整、環境影響評価等の適切な手続き、環境配慮の検討、脱炭素や地域貢献の取組などについて、町として事業者に求めています。

5. 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

計画している地域脱炭素化促進事業の種類及び個別の事業ごとの規模は表 5-4 の通りです。

表 5-4 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

再生可能エネルギーの種別	規模 (単位：MW)
陸上風力発電事業	350MW 程度
太陽光発電事業	34.49MW 程度

6. 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組として、せたな町が定める取組は下記の通りとします。

- ①「せたな町地域エネルギービジョン」（令和 5 年 2 月）に記載された「具体的な取組」の推進に協力すること

- ② ①を通じて、特に、地域脱炭素化促進施設から得られた電気の地産・地消の取組や、再エネ基金への寄付による町内の再エネ活用促進の取組を進めること。

7. 地域の環境の保全のための取組

促進区域に再エネ設備を設置する際には、以下の配慮事項に留意して行うこととします。

(1) 陸上風力発電

陸上風力発電の配慮事項は下記の通りとします。

表 5-5 陸上風力発電に係る配慮事項

No	項目	配慮事項
1	騒音	事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の分布を調査したうえで、採用する風車規模および配置による騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。参考：『風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年5月、環境省） 特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。
2	風車の影	事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。 特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。
3	水の濁り	事業計画を具体化する段階では、湧水や井戸を含む周辺の利水状況を調査したうえで、土地の改変域から濁水の流出等の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて沈砂地等の濁水処理施設等を設置する等適切な濁水防止策を図る必要がある。 町内では、促進エリアの下流2km圏内で松岡に1箇所、小倉山に1箇所、丹羽に1箇所、西丹羽に3箇所、東丹羽に3箇所、宮野に2箇所、平浜に1箇所の水道水源が存在する。また小川、共和を集水域とする太櫓川支流、宮野、平区を集水域とする臼別川は保護水面に指定されている。これらの地域では特に配慮が必要である。

No	項目	配慮事項
4	動植物の重要種、注目すべき生息地	事業計画を具体化する段階では、有識者へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、十分に影響を回避・低減する必要がある。 特に、風力発電においては事業計画地およびその周辺に重要な鳥類やコウモリ類が生息する場合があります、バードストライクによる個体数の減少等が発生する恐れが考えられる。そのため、利用環境や営巣場所も含めた詳細な現地調査が必要である。 なお、専門家へのヒアリングや地域説明会では、町内の後志利別川沿いで海ワシ類、牧場周辺でオオワシ、オジロワシ、海岸沿いでミサゴが多くみられるとの情報が得られており、それらについては、特に配慮が必要である。また、コウモリ類についても狩場山等の標高の高いところについては種数も多いと想定されるとの意見があったことから、同様に配慮が必要である。
5	景観	事業計画を具体化する段階では、採用する風車規模および配置により簡易シミュレーションと実際との見え方は異なるため、各眺望点からの視認可能性や眺望特性（主要な眺望方向、景観要素等）を調査したうえで、景観への影響の程度を予測・評価し、影響の程度に応じて風車配置等詳細を検討する必要がある。また、風車の配置等を工夫することによっては、地域の景観を引き立てる効果も期待できるため、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。 町内の主要な眺望点としては、町内を一望できる立象山展望台等が挙げられる。また、眺望対象としては、自然景観資源（環境省,自然環境保全基礎調査結果）が北檜山区に3箇所、瀬棚区に6箇所、大成区に5箇所存在する。
6	人と自然との触れ合い活動の場	風力発電施設の建設によって、人と自然との触れ合いの場が消失・縮小したり、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。 事業計画を具体化する段階では、事業計画地およびその周辺に人と自然との触れ合い活動の場が存在する場合は風車からの離隔を確保する、改変しないようにする、改変する場合はその改変面積を最小限に抑える等、配慮する必要がある。 町内では国道229号線、230号線は、長距離自然歩道に指定されている他、三本杉地区と真駒内ダムにキャンプ場等が存在し、人と自然との触れ合い活動の場となっている。

(2) 太陽光発電

太陽光発電の配慮事項は下記の通りとします。

表 5-6 太陽光発電に係る配慮事項

No	項目	配慮事項
1	騒音	太陽光発電施設における稼働中のパワーコンディショナをコンテナ等に格納する場合、騒音の影響は小さいと想定されるが、周辺に住居や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等が存在する場合は、騒音による影響が発生する可能性がある。 事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の詳細を調査したうえで、騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。
2	反射光	太陽光発電施設におけるパネルの設置の仕方や季節、時間帯により、近隣の住居や環境配慮施設等に一時的に反射光が差す場合が想定される。 事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設等の詳細を調査したうえで、反射光の影響を予測・評価し、影響が生じる可能性がある場合は設置する太陽光パネルの向きや配置、仕様（反射を抑えたパネル採用）、植栽等の遮蔽物の設置等環境保全措置を検討する必要がある。
3	水の濁り	事業計画を具体化する段階では、湧水や井戸を含む周辺の利水状況を調査したうえで、土地の改変域から濁水の流出等の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて沈砂地等の濁水処理施設等を設置する等適切な濁水防止策を図る必要がある。 町内では、松岡に1箇所、小倉山に1箇所、丹羽に1箇所、西丹羽に3箇所、東丹羽に3箇所、宮野に2箇所、平浜に1箇所等水道水源が存在する。また、小川、共和を集水域とする太櫓川支流、宮野、平浜を集水域とする白別川は保護水面に指定されている。これらの地域では特に配慮が必要である。
4	動植物の重要な種、注目すべき生息地	土地の造成により重要な植物の生育環境が失われ、個体数の減少につながる恐れ等想定される。 事業計画を具体化する段階では、有識者へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、影響を十分に回避・低減できるような環境保全措置を検討する必要がある。特に重要な生態系については情報が不足しているため、ヒアリング等による情報収集が必要である。

No	項目	配慮事項
5	景観	太陽光発電施設の建設によって、町内の展望台や身近な眺望点からの景観に影響を及ぼす恐れがある。 事業計画を具体化する段階では、景観シミュレーション等を用いた各眺望点からの視認可能性や眺望特性（主要な眺望方向、景観要素等）を調査したうえで、景観への影響の程度を予測・評価し、影響の程度に応じて太陽光発電施設の設置を検討する必要がある。 また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。 町内では愛知地区の浮島公園が陸域を眺望する主要な場所として挙げられる。また眺望対象として、自然景観資源に指定されている地点が北檜山区に3箇所、瀬棚区に6箇所、大成区に5箇所存在する。
6	人と自然との触れあい活動の場	太陽光発電施設の建設によって、人と自然との触れあいの場が消失・縮小したり、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。 事業計画を具体化する段階では、事業計画地およびその周辺に人と自然との触れあい活動の場が存在する場合は施設からの離隔を確保する、改変しないようにする、改変する場合はその改変面積を最小限に抑える等、配慮する必要がある。 町内では国道229号線、230号線は、長距離自然歩道に指定されている他、三本杉地区と真駒内ダムにキャンプ場等が存在し、人と自然との触れ合い活動の場となっている。

8. 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

「せたな町地域エネルギービジョン」（令和5年2月）を踏まえ、以下に示すいずれかの項目（複数の項目が望ましい）に関連した取組を実施すること。

- ・地域脱炭素化促進施設で得られた再生可能エネルギーの地産・地消を通して、地域活性化に資すること
- ・再エネ基金を活用して町内の再生可能エネルギーの活用促進等の取組に貢献すること
- ・地域脱炭素化促進施設で得られた再生可能エネルギーによる防災機能の強化等を通して、安全・安心なまちづくりに資すること
- ・地域脱炭素化促進施設等を活用して環境教育・人材育成を図り、町民の脱炭素の取組に貢献すること

第6章 計画推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 区域施策編

地域の地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出する町民や事業者等が協働して対策に取り組むことを通じて、より大きな効果を上げることが可能となります。

町が中心となって、国や道と連携をとりつつ、町民や事業者など地域のステークホルダーとパートナーシップを形成し、取り組んでいきます。

本計画に記載された施策の推進にあたっては、「せたな町地域エネルギービジョン」（令和5年2月）にも記載されている通り、ビジョン策定にあたって設置した「せたな町再生可能エネルギー協議会」の枠組みを活かして、委員として有識者や住民、関係機関の代表者等で構成される「せたな町ゼロカーボン推進協議会」において、各施策の進捗状況を把握するとともに、施策の推進にあたっての様々な観点からの助言等をいただきながら進めていきます。

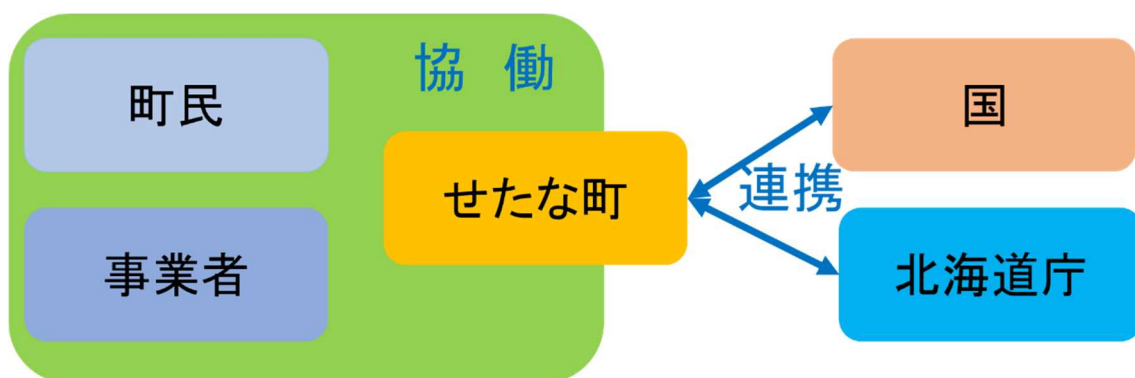


図 6-1 推進体制図（区域施策編）

（２） 事務事業編

地球温暖化対策を進めるためには、本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務・事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから推進体制として全庁的に、実行性のある計画の推進を図ります。

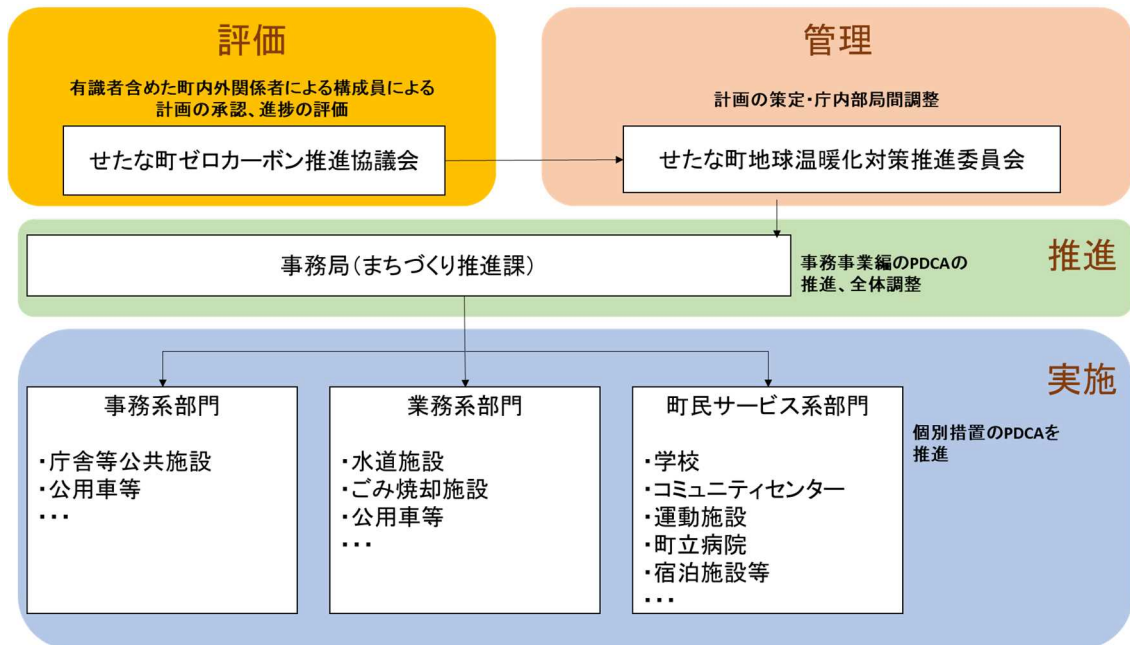


図 6-2 推進体制図（事務事業編）

2. 計画の推進について

(1) 計画の推進に向けた町民・事業者・行政の役割

【町民の役割】

- ・太陽光発電や蓄電池、エコキュートや高気密住宅など、家庭に対応可能な再生可能エネルギー施設や省エネ施設の設置を国や道、町などの支援制度を有効に活用しながら、積極的に導入します。
- ・家庭における省エネルギーに取り組み、環境負荷の少ない地球温暖化防止に配慮したライフスタイルを目指します。
- ・ゴミの減量化や分別に取り組み、エコドライブの実施などを積極的に行います。

【事業者の役割】

- ・事業者は、産業活動の中で多様なエネルギーを消費していることから、国や道が実施する各種支援制度などを有効に活用しながら、事業所や設備等の省エネルギー推進や再生可能エネルギーの導入を図ります。
- ・事業者が大規模な再生可能エネルギー施設の導入に当たっては、町民との合意形成を行いながら、円滑な導入を心掛けるようにします。

【町の役割】

- ・本町の特性を活かすことができる様々な計画に、地球温暖化防止の観点を可能な限り組み込んで策定し、その実現に向けた施策や支援策の展開を図ります。
- ・公共施設への再生可能エネルギー導入を率先しながら、町民への再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、町民への普及、啓発を図ります。
- ・国や道の動向を把握しながら、有効な各種支援制度の活用や情報提供を行います。
- ・将来を担う子ども達に対し、学校教育の一環として環境教育を行い、町の取り組みについての学習と、将来に向けた人材育成を図ります。
- ・省エネルギーや再生可能エネルギーの推進は、エネルギー問題や地球温暖化対策のためだけでなく、持続可能なまちづくりへの取り組みとなることから、行政が一丸となって推進体制を構築します。

(2) 進行管理

本計画は、PLAN（計画）・DO（実行）・CHECK（評価）・ACTION（改善）のPDCAサイクルに則り実施していきます。事務局は定期的に進捗状況を把握し、年1回の点検を行い、毎年度のPDCAを繰り返したうえで、計画期間全体の進捗を評価し、計画の見直しを検討します。

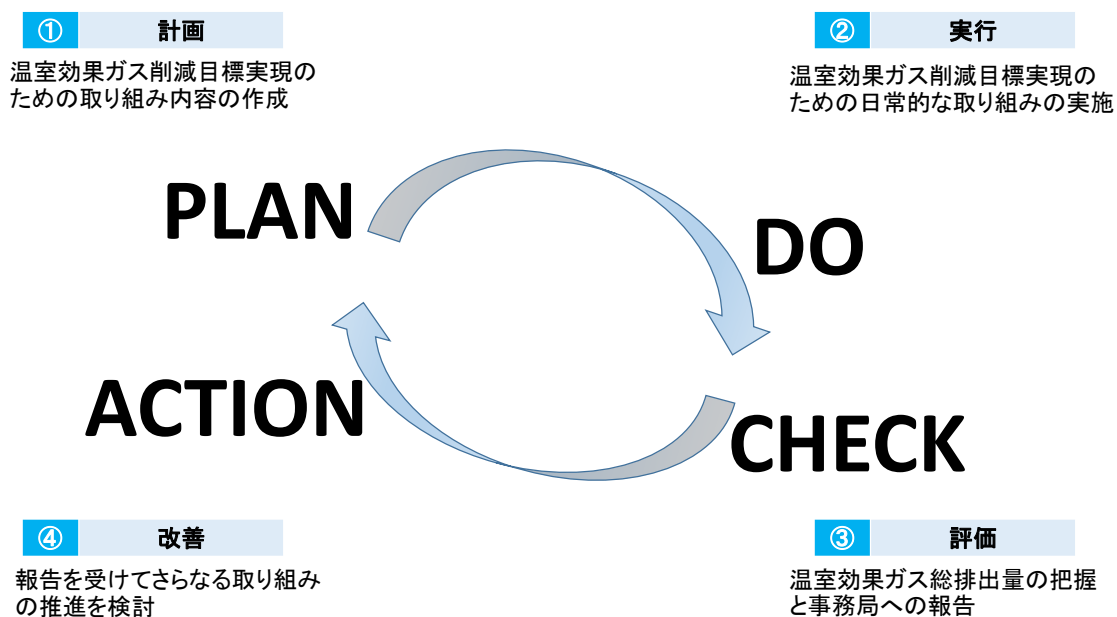


図 6-3 進行管理の仕組み

(3) 結果の公表

(地方公共団体実行計画等)

法第二十一条

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独でまたは共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体事項計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

法第二十一条第 13 項および第 15 項により、計画の実施状況について公表することが規定されています。町ホームページや広報誌を活用して実施状況や環境への取り組みを周知するとともに、町民や町内事業者の環境意識の向上を図ります。

参考資料

1. 温室効果ガス削減見込み量等の算出根拠
2. 太陽光発電事業の促進区域（公共施設・町有地）
3. 促進区域の設定

1. 温室効果ガス削減見込み量等の算出根拠

表 公共施設（16施設）への太陽光発電導入算定に関する係数等

公共施設の建物面積（㎡）	設置可能面積 算定係数	設置密度 （kW/㎡）	設備利用率 （％）	排出係数 （トン CO ₂ /kWh）
18,258	0.499	0.111	15.1	0.000250

注1）公共施設の建物面積は主要な建物を対象に算出しました。

注2）設置可能係数及び設置密度は「令和3年度 再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書」（環境省、令和4年3月）を参照しました。

注3）設備利用率は環境省の自治体排出量カルテに基づき、「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（経済産業省、平成28年12月）を参照しました。

注4）排出係数は、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（経済産業省、令和3年9月）に示される2030年度の全電源平均の電力排出係数を参照しました。

表 未利用公共用地（4箇所）における太陽光発電導入に関する係数等

未利用公共用地における 太陽光発電設備容量（kW）	設備利用率（％）	排出係数 （トン CO ₂ /kWh）
1か所当たり 1,000	15.1	0.000250

注1）未利用公共用地における太陽光発電設備容量は、現在想定される設備容量を設定しました。

注2）設備利用率は環境省の自治体排出量カルテに基づき、「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（経済産業省、平成28年12月）を参照しました。

注3）排出係数は、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（経済産業省、令和3年9月）に示される2030年度の全電源平均の電力排出係数を参照しました。

表 住宅（100件）への太陽光発電導入に関する係数等

1戸当たりの 設備容量（kW）	設備利用率（％）	排出係数（トン CO ₂ /kWh）
5	13.7	0.000250

注1）1戸当たりの設備容量は、電力需要量や設置場所の広さ等によって異なりますが、本計画では概ねの設備容量を想定し、条件設定しました。

注2）設備利用率は環境省の自治体排出量カルテに基づき、「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（経済産業省、平成28年12月）を参照しました。

注3）排出係数は、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（経済産業省、令和3年9月）に示される2030年度の全電源平均の電力排出係数を参照しました。

太陽光発電事業の促進区域とする公共施設及び町有地は以下の図の通りである。



3. 促進区域の設定

(1) ゾーニングの検討の進め方

令和4年度せたな町再生可能エネルギーゾーニング業務（以下、「ゾーニング業務」という）において検討した結果をもとに、陸上風力発電事業及び太陽光発電事業を対象に、促進区域を設定する。

ゾーニング業務の検討にあたっては、令和3年度から2年間にわたって、有識者、町民を含む関係者や関係団体を委員として参画いただいた協議会・専門部会を開催し、様々な意見を聞きながら行った。また、ゾーニング検討結果（案）をもとに、地区ごとに個別に住民説明会を行った。加えて、有識者にご協力いただき、中学生を対象とした出前授業や町民を対象とした勉強会を開催した。

表1 協議会・専門部会の開催概要

年度	専門部会	議題
令和3年度	せたな町再生可能エネルギー協議会（第1回）の開催	
	第1回 陸上、洋上専門部会	・風力発電、太陽光発電に関する基礎情報 ・せたな町における自然、社会的状況 ・関係者ヒアリング、現地等詳細調査方法
	せたな町再生可能エネルギー協議会（第2回）の開催	
	第2回 陸上、洋上専門部会	・関係者ヒアリング結果の報告 ・各エリアの条件設定（案）の提示
令和4年度	第3回 陸上専門部会	・既存情報の収集状況 ・各エリアの条件設定（案）の見直し
	せたな町再生可能エネルギー協議会（第3回）の開催	
	第4回 陸上専門部会	・現地調査結果の報告 ・各エリアの条件設定（案）の見直し
	第3回 洋上専門部会	・環境配慮事項の検討
	第5（4）回 陸上・洋上専門部会	・地域説明会の結果報告 ・ゾーニングマップ、環境配慮事項（案）の報告
	せたな町再生可能エネルギー協議会（第4回）の開催	

（２）エリア区分ごとの条件設定

エリア区分ごとの条件設定は、促進区域設定に係る国の基準、ゾーニングの先行事例、再エネ事業ごとの特徴、稼働中の再エネ設備の実情、地域固有の環境情報を基に検討を行った。

表２ エリア区分ごとの条件設定

区分	事業の検討	条件設定（一例）
保全エリア	不可	【法令等の指定地（自然環境、防災関係など）】 自然公園地域（特別保護地区、第１種特別地域）／鳥獣保護区（特別保護地区） ／砂防指定地／地すべり防止区域／急傾斜地崩壊危険区域 など 【上記以外で環境保全を優先すべき条件】 住居、学校、病院等の周辺＜陸上風力＞／森林地域＜太陽光＞ など
調整エリア	可能	【法令等の指定地（自然環境、防災関係など）】 自然公園地域（第２種、第３種、普通地域）／鳥獣保護区（特別保護地区以外） ／環境緑地保護地区等＜陸上風力、太陽光＞ など 【上記以外で特に調整が必要な条件】 住居、学校、病院等の周辺（陸上風力）／学校跡地＜太陽光＞／農用地区域内農地＜太陽光＞ など 【事業性に関する条件】 風速＜陸上風力＞／傾斜度＜陸上風力、太陽光＞／土地利用＜陸上風力、太陽光＞ など
促進エリア		※保全エリア、調整エリア以外 【事業性に関する条件】 風速＜陸上風力＞／傾斜度＜陸上風力、太陽光＞／土地利用＜陸上風力、太陽光＞ など
不適エリア	不可	※保全、調整、促進エリア以外

（３）事業ごとの促進区域

北檜山区、瀬棚区、大成区ごとに、エリア区分を記載する。なお、陸上風力発電事業の促進区域は、促進エリア及び調整エリアとする。
 太陽光発電事業の促進区域については、促進エリア及び調整エリアとする。

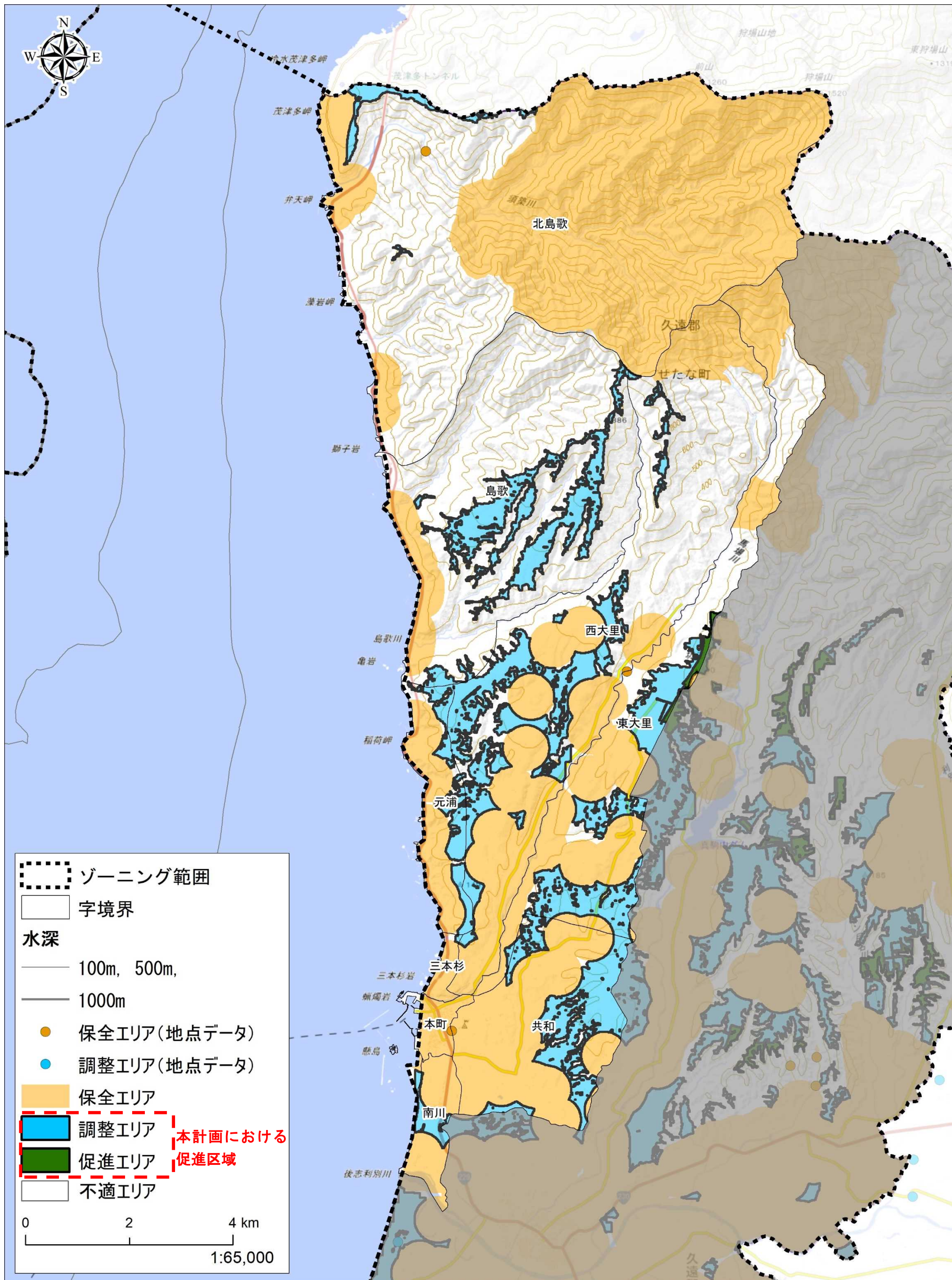


図 陸上風力発電事業 瀬棚区 促進区域

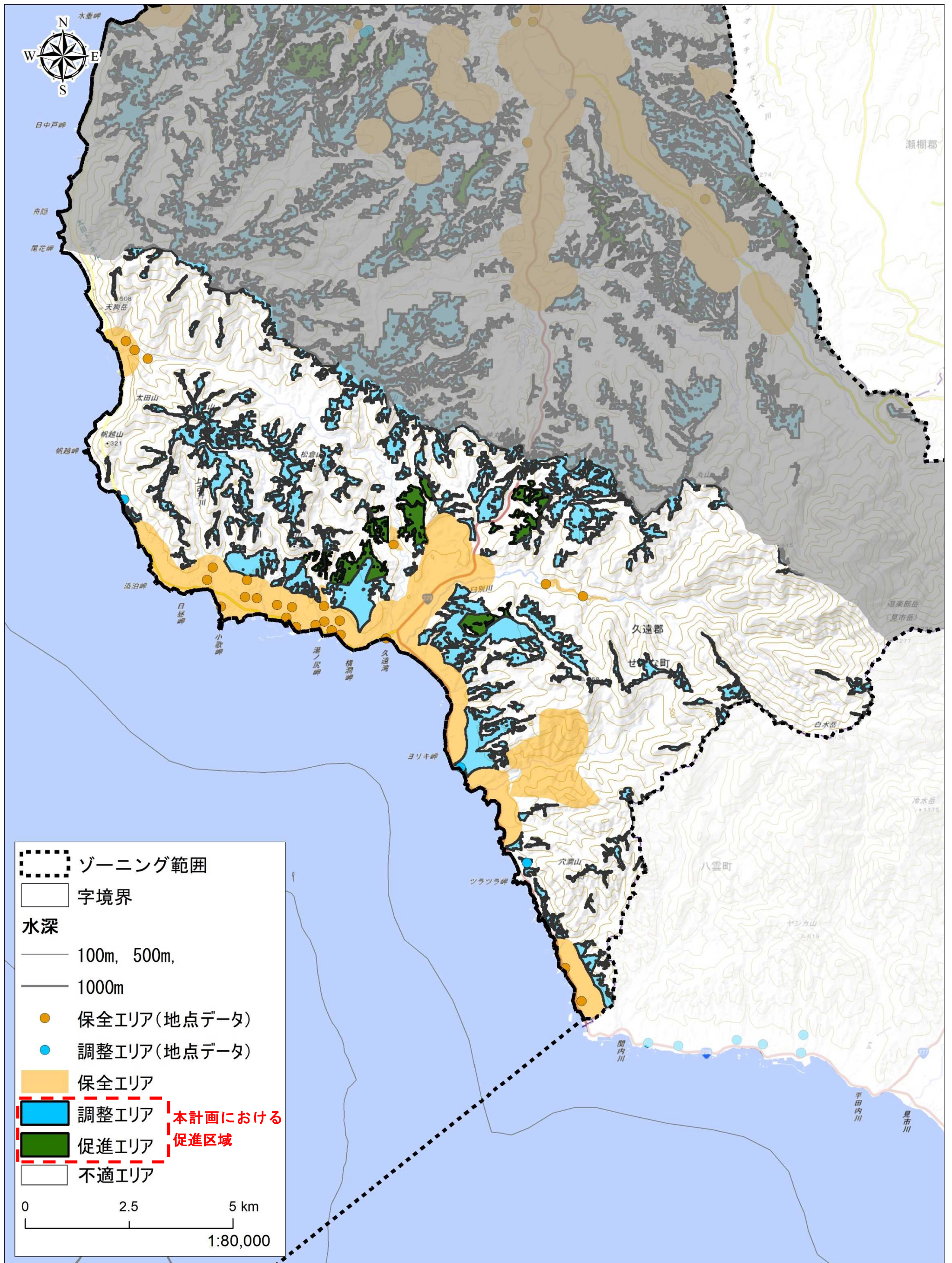
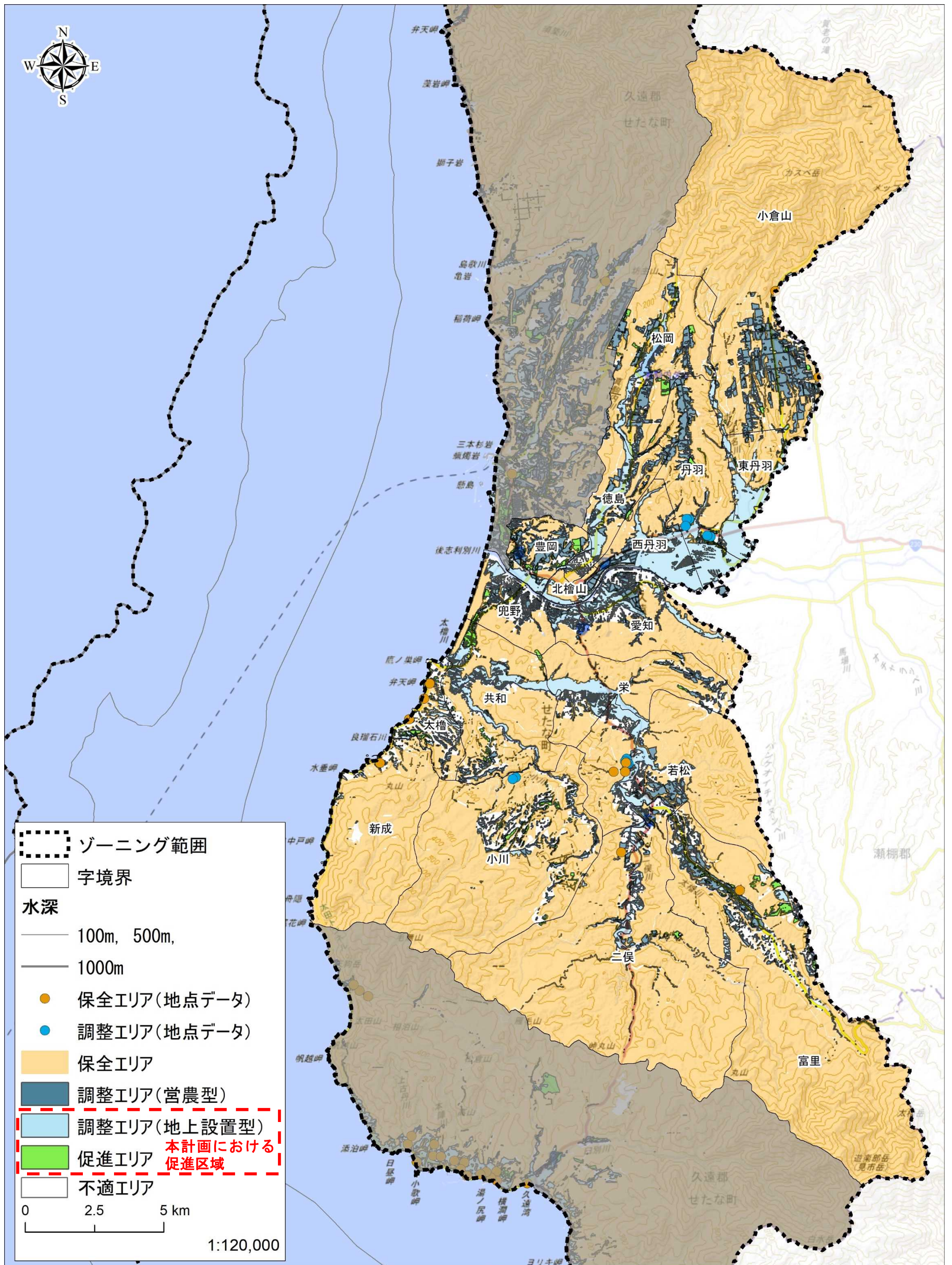


図 陸上風力発電事業 大成区 促進区域



※色塗りのない範囲は不適エリア

図 太陽光発電事業 北檜山区 促進区域

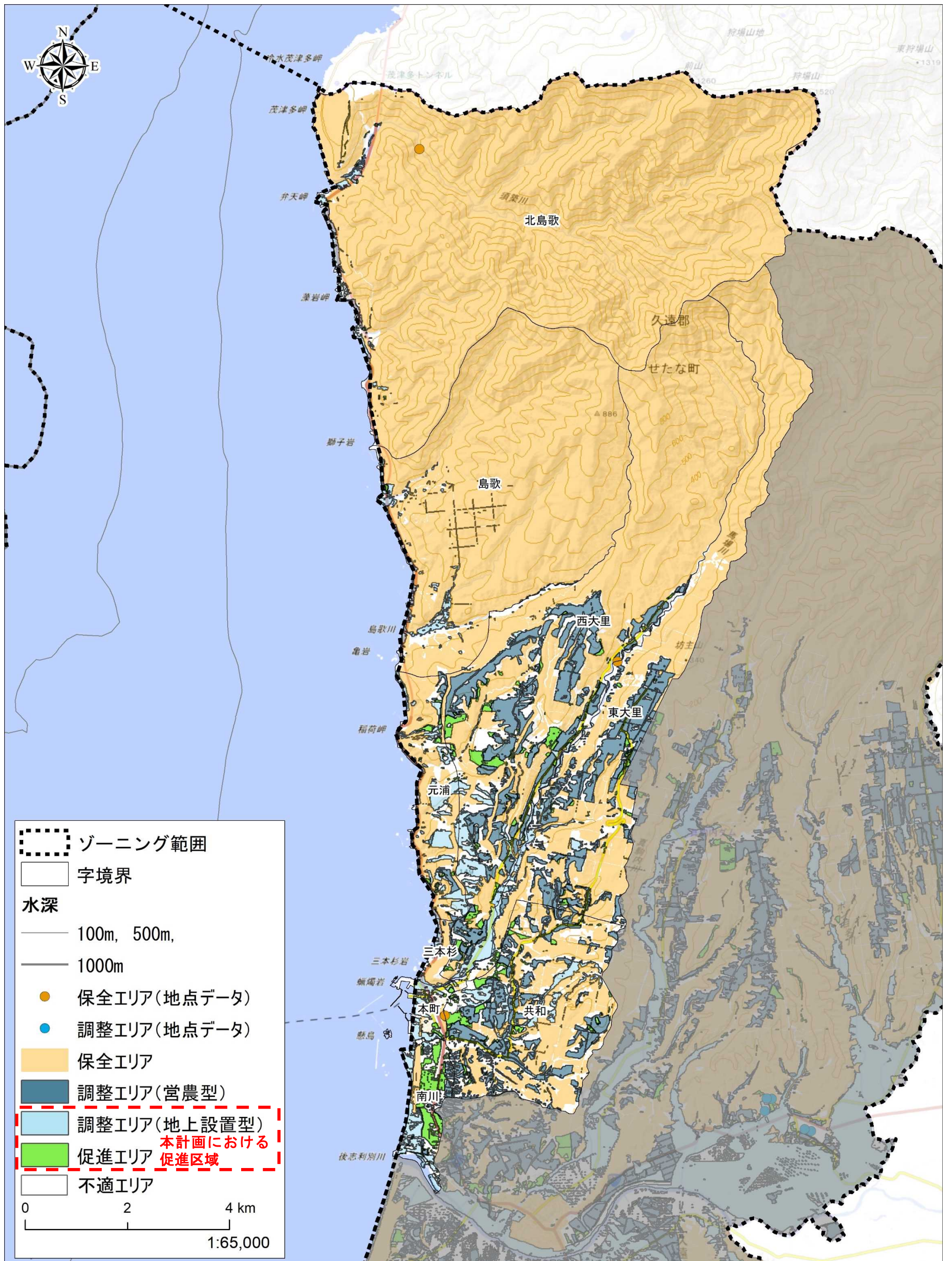


図 太陽光発電事業 瀬棚区 促進区域

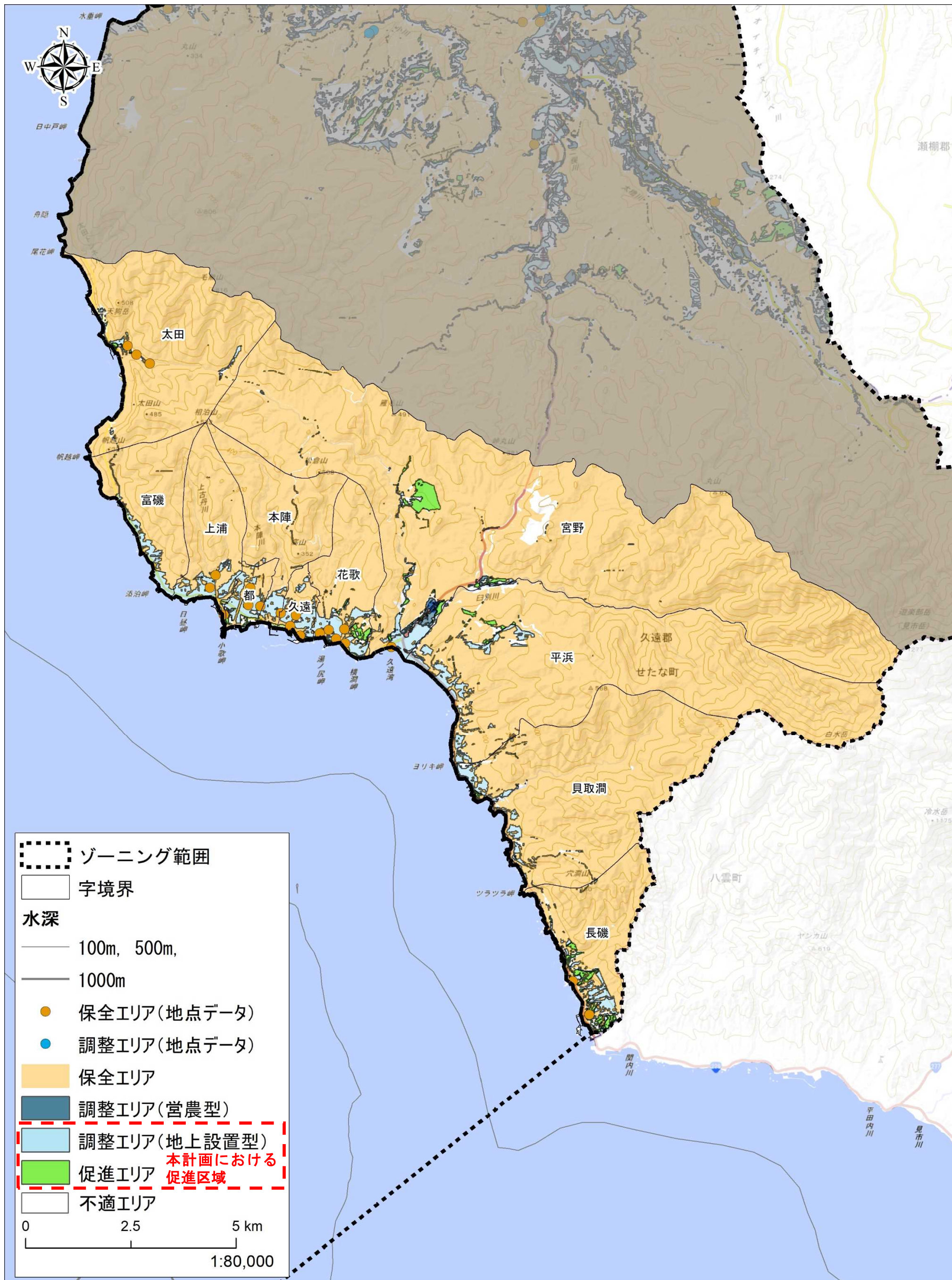


図 太陽光発電事業 大成区 促進区域